

# 喜界町地域防災計画

(地震・津波災害対策編)



令和3年3月

喜界町防災会議



# 地震・津波災害対策編目次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 防災関係機関の業務の大綱	1-2-1
第3章 住民及び事業所の基本的責務	1-3-1
第4章 町の地勢及び地震・津波災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1

## 第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備	
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	2-1- 1
第2節 津波災害防止対策の推進	2-1- 7
第3節 防災構造化の推進	2-1- 9
第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	2-1-10
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	2-1-12
第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進	2-1-16
第7節 地震防災研究の推進	2-1-17
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	
第1節 防災組織の整備	2-2- 1
第2節 通信・広報体制の整備	2-2- 3
第3節 地震・津波観測体制の整備	2-2- 6
第4節 消防体制の整備	2-2- 7
第5節 避難体制の整備	2-2-11
第6節 救助、救急体制の整備	2-2-17
第7節 交通確保体制の整備	2-2-18
第8節 輸送体制の整備	2-2-20
第9節 医療体制の整備	2-2-20
第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	2-2-21
第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進	
第1節 防災知識の普及啓発	2-3- 1
第2節 防災訓練の実施	2-3- 3
第3節 自主防災組織の育成	2-3- 4
第4節 防災ボランティアの育成	2-3- 6
第5節 災害時要援護者の安全確保	2-3- 8

## 第3部 震災応急対策

### 第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制	3-1- 1
第2節 情報伝達体制	3-1- 8
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1-10
第4節 広域応援体制	3-1-15
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1-17
第6節 技術者・技能者及び労働者の確保	3-1-20
第7節 ボランティアとの連携等	3-1-21
第8節 災害警備体制	3-1-22

### 第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報・津波予報の収集・伝達	3-2- 1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2- 6
第3節 広報	3-2- 9
第4節 消防活動	3-2-13
第5節 危険物の保安対策	3-2-14
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2-15
第7節 避難の勧告・指示, 誘導	3-2-17
第8節 救助・救急	3-2-24
第9節 交通確保・規制	3-2-26
第10節 緊急輸送	3-2-27
第11節 緊急医療	3-2-30
第12節 災害時要援護者への緊急支援	3-2-33

### 第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営	3-3- 1
第2節 食料の供給	3-3- 2
第3節 給水	3-3- 4
第4節 生活必需品の給与	3-3- 5
第5節 保健対策	3-3- 8
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	3-3- 9
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3-12
第8節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等	3-3-16
第9節 住宅の供給確保	3-3-19
第10節 文教対策	3-3-22
第11節 義援物資等の取扱い	3-3-24

### 第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策	3-4- 1
第2節 ガス施設の応急対策	3-4- 3
第3節 上水道施設の応急対策	3-4- 4
第4節 下水道施設の応急対策	3-4- 5

第5節	電気通信施設の応急対策	3-4- 6
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	3-4- 8

## 第4部 震災復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推	4-1-1
第2節	激甚災害の指定	4-1-2
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	
第1節	被災者の生活確保	4-2-1
第2節	被災者への融資措置	4-2-1

## 第5部 重点的な取組み

第1節	強い揺れから身を守る対策	5-1-1
第2節	津波から避難する対策	5-1-2
第3節	震災に強い人・地域づくり対策	5-1-3

## 第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総 則	
第1節	推進計画の目的	6-1-1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	6-1-1
第3節	南海トラフ地震の想定	6-1-1
第2章	南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	
第1節	活動体制の確立	6-2-1
第2節	情報伝達体制の確立	6-2-1
第3章	関係者との連携協力の確保	
第1節	資機材，人員等の配備手配	6-3-1
第2節	他機関に対する応援要請	6-3-1
第3節	帰宅困難者への対応	6-3-1
第4章	地震発生時の応急対策等	6-4-1
第5章	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	6-5-1
第2節	津波に関する情報の伝達等	6-5-2
第3節	避難勧告等の発令基準と伝達	6-5-2
第4節	避難対策等	6-5-2
第5節	消防機関等の活動	6-5-3
第6節	水道，電気，ガス，通信，放送関係	6-5-3
第7節	交通対策	6-5-3
第8節	町自らが管理等を行う施設に関する対策	6-5-4

第9節 迅速な救助	6-5-5
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-6-1
第7章 防災訓練計画	6-7-1
第8章 地震防災上必要な教育及び後方に関する計画	6-8-1
第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	6-9-1

沿革

昭和42年作成

平成2年修正

平成7年修正

平成21年3月修正

平成26年3月修正

令和3年3月修正

# 第 1 部 総則

## 第 1 章 計画の目的等

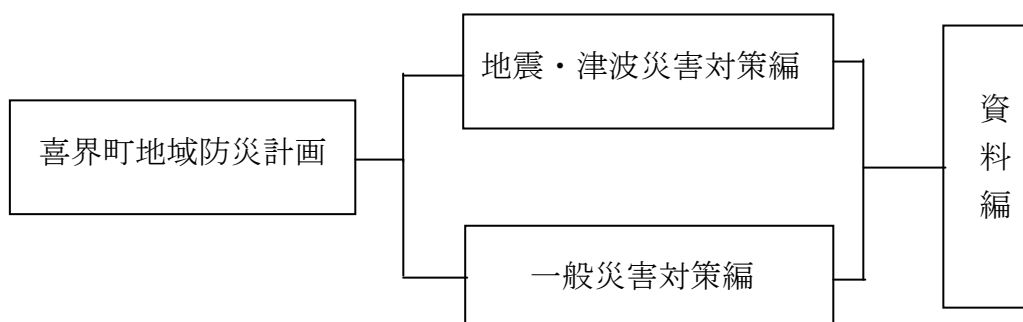
### 第 1 計画の目的

喜界町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。「以下基本法」という。）第 42 条及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づき、喜界町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、町域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格

喜界町地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、震災・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」と風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」及び「資料編」から構成される。

また、本計画は、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、国の防災基本計画や指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう連携を図ったものである。



### 第 3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

町 : 喜界町

県 : 鹿児島県

基本法 : 災害対策基本法

救助法 : 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

指定行政機関 : 基本法第 2 条第 3 号で定める指定行政機関

指定地方行政機関 : 基本法第 2 条第 4 号で定める指定地方行政機関

指定公共機関：基本法第2条第5号で定める指定公共機関  
指定地方公共機関：基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関  
防災業務計画：基本法第2条第9号で定める防災業務計画  
地域防災計画：基本法第2条第10号で定める地域防災計画  
町地域防災計画：基本法第42条に基づき喜界町防災会議が作成する地域防災計画  
県地域防災計画：基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画  
町対策本部：基本法第23条の2に基づき設置する喜界町災害対策本部  
県災対本部：基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部  
県地方本部：県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部  
本部長：喜界町災害対策本部長  
県本部長：鹿児島県災害対策本部長  
県地方本部長：鹿児島県災害対策地方本部長  
喜界消防分署：大島地区消防組合喜界消防分署  
消防団：喜界町消防団  
災害：暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（基本法 第2条）

#### 第4 計画の方針

この計画は、町の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

##### 1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

喜界町は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など過去に様々な災害を経験している。海岸線が長く、ほとんどの集落が海に面して形成されている。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、町民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。



## 2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、町民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

## 3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、町民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

## 第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本計画第1編第3部及び第2編3部の災害応急対策のうち、避難勧告・避難指示については、別途「喜界町災害時避難勧告等判断・伝達マニュアル」に示す。避難勧告・避難指示については、「災害時避難勧告・判断等マニュアル作成ガイドライン」、このマニュアルは水害・土砂災害（火山の噴火や地震に起因するものは除く）・高潮災害・津波災害を対象とする。

### 第1編 地震・津波災害対策編

#### 第1部 総則

##### 第1章 計画の目的等

##### 第2章 防災関係機関の業務の大綱

##### 第3章 住民及び事業所の基本的責務

##### 第4章 町の地勢及び地震・津波災害特性

##### 第5章 災害の想定

#### 第2部 震災予防

##### 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

##### 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

##### 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

#### 第3部 震災応急対策

- 第1章 活動体制の確立
  - 第2章 初動機の応急対策
  - 第3章 事態安定期の応急対策
  - 第4章 社会基盤の応急対策
- 第4部 震災復旧・復興
- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
  - 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

## 第2編 一般災害対策編

### 第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災関係機関の業務の大綱
- 第3章 住民及び事業所の基本的責務
- 第4章 町の地勢及び災害特性
- 第5章 災害の想定

### 第2部 災害予防・減災

- 第1章 災害に強い施設等の整備状況
- 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

### 第3部 災害応急対策

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 警戒避難期の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策
- 第4章 社会基盤の応急対策

### 第4部 特殊災害

- 第1章 海上災害対策
- 第2章 空港災害対策
- 第3章 道路事故対策
- 第4章 危険物等災害対策
- 第5章 林野火災対策

### 第5部 災害復旧・復興

- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
- 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

## 第3編 資料編

## **第6 計画の修正**

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

ただし、軽易な事項については会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

## **第7 計画の周知**

この計画の内容は、町、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

## **第8 計画の運用・習熟**

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。



## 第2章 防災関係機関の業務の大綱

本章は、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 第1 喜界町

喜界町は第1段階の防災機関として、次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 町防災会議に係る業務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した村管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
(8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(9) 被災者に対する融資等被災振興対策に関する事。
(10) 被災施設の復旧に関する事。
(11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
(12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。

### 第2 鹿児島県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。
(8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。
(9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
(11) 被災施設の復旧に関する事。
(12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。
(13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防救助隊」等広域応援協力に関する事。

### 第3 地方行政機関

地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島地方気象台 名瀬測候所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</li> <li>(2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事</li> <li>(3) 気象業務に必要な観測、予防及び通信施設の整備に関する事</li> <li>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</li> <li>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</li> </ul>
奄美警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害警備、り災者の救出対策及び死体の検死(検分)並びに行方不明者の捜索に関する事</li> <li>(2) 交通規制の指導・調整に関する事</li> </ul>
奄美海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海難救助等に関する事</li> <li>(2) 海上交通安全の確保に関する事</li> <li>(3) 排出油等の防除に関する事</li> <li>(4) 海上防災指導の実施に関する事</li> <li>(5) 緊急輸送に関する事</li> </ul>
九州地方整備局 名瀬事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における海上輸送の確保に関する事</li> </ul>
九州農政局鹿児島 地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事</li> <li>(2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関する事</li> <li>(3) 応急用食料の調達・供給に関する事</li> <li>(4) 主要食料の安定供給対策に関する事</li> <li>(5) その他防災に関し農政局の所掌すべき事</li> </ul>
九州運輸局鹿児島 運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関する事</li> </ul>
大阪航空局鹿児島 空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関する事</li> </ul>
九州財務局鹿児島 財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事</li> </ul>
名瀬公共職業安定 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策要員のあつせんに関する事</li> </ul>

#### 第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊奄美 警備隊, 海上自衛 隊第1航空群	(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療防疫, 給水等のほか災害通信の支援に関する事 務。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事 務。

## 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本鹿児島支店	(1) 通信設備の防災対策 (2) 災害時の通信確保対策 (3) 被災設備の応急復旧対策
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療、助産、及び死体処理等被災地での医療救護に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体及び個人が行う救助に係る自発的協力の連絡調整に関すること。 (3) 救援金品等の募集配分に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (2) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の確保に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
大島郡医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。



## 第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関する こと。</li> <li>(2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。</li> <li>(3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。</li> <li>(4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。</li> <li>(5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。</li> </ul>
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関する こと。</li> <li>(2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。</li> </ul>
喜界町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 喜界町災害救援ボランティアセンター設置・運営に関すること。</li> <li>(2) 福祉救援ボランティアに関すること。</li> <li>(3) 被災者からの相談に関すること。</li> </ul>
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する こと。</li> <li>(2) 災害時における学生の避難誘導に関すること。</li> <li>(3) 災害時における応急教育の対策に関すること。</li> <li>(4) 被災施設の災害復旧に関すること。</li> </ul>
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。</li> <li>(2) 災害時における水の確保に関すること。</li> <li>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</li> </ul>
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁船の遭難防止の対策に関すること。</li> <li>(2) 海上での緊急搬送及び輸送に関すること。</li> </ul>
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する こと。



## 第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

### 第1 住民

基 本 的 責 務
<p>防災の基本は、「自らの身の安全は、自ら守る」であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震等の大規模災害に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県・消防機関等の行政が行う地震・津波、大雨等の防災活動と連携・協力する必要がある。</p> <p>また、住民は、地震発生時の初期消火、避難・救助対策等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、町及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

### 第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、町、県及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、地震災害等を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。</p> <p>さらに、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう努める。</p>



## 第4章 町の地勢及び地震・津波災害特性

### 第1 喜界町の地勢

本町は奄美群島の5つの島の東北端、北緯28度19分、東経130度00分の位置にあって鹿児島から南へ383km、奄美大島の東約25kmの洋上にある。

地形は南北に長く、東西7.75km、南北1.4km、面積56.94km<sup>2</sup>であり、島の中央部にある百之台を中心に緩やかな斜面をなし、集落は島の全域に広がっている。

道路は、島を一周する形で喜界島循環線が走り、その他、島全体を網羅する形で県道、町道、農道が整備されている。

空港は、喜界空港があり、本町の南西に位置する中里集落に所在し、1,200mの滑走路を有している。

航空便は、鹿児島～喜界間の往復が1日2便、奄美大島～喜界間の往復が1日3便就航している。

旅客船の離発着場所として湾港と早町漁港があり、湾港は、延長660m、水深7.5m、早町漁港は延長926m、水深7.5mである。

船便は、鹿児島～喜界～名瀬を結ぶ3,000tクラスの船舶、フェリーあまみ、フェリーきかいが就航している。

### 第2 喜界町の地震・津波の特性

奄美地方の地震は、太平洋側のフィリピン海プレートが大陸（ユーラシア）プレートの下に沈み込んでいる琉球海溝の周辺で発生している。奄美諸島の太平洋側の沖合では、プレート間の大地震が発生する。これまでも、明治44年の喜界島近海地震、昭和45年の奄美大島近海地震、平成7年の奄美大島近海地震（喜界島南東沖）等の被害を伴う地震が発生しており、九州内では、日向灘、別府・島原地溝帯とともに地震活動が活発な地域で、大きな地震の活動度も高い地域である。

名瀬測候所で観測した有感地震の多い方からの記録は、昭和45年が221回、昭和13年が119回、明治44年が90回であった。平成7年10月の喜界島南東沖を震源とする一連の地震活動では、旧名瀬市で12月までに86回の有感地震を観測した。

明治34年6月24日16時2分奄美大島近海に発生した地震（マグニチュード7.5、推定震度5）は、瓦が落ち、石垣が崩壊、小さな津波が発生した。

明治44年6月15日23時26分喜界島近海に発生した地震（マグニチュード8.0、推定震度6）は、南西諸島地域では最大級の地震で、有感域は非常に広く、台湾から東北地方までに及び、奄美大島やその付近の島々では、被害が著しく、死者12名、全壊家屋422戸であった。

昭和35年5月24日早朝、前日の23日、南アメリカのチリ沖で発生した地震（20世紀最大の地震といわれる。）による津波が丸一昼夜かけて日本沿岸に達し、太平洋沿岸の各地を襲った。奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水が発生し、田畑の冠水流出、橋流出、木材の流出、護岸決壊、船舶損壊などの大きな被害が出た。

昭和45年1月1日4時01分に発生した地震（マグニチュード6.1）は、奄美大島一帯で

地鳴りを伴い、名瀬測候所で震度5を観測した。幸い死者はなかったが、市街地で負傷者数名、建築物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れなどの若干の被害が発生したが本町では被害等はなかった。その後余震が続き、1月1日本震発生当日に震度4を含む有感地震10回、1月中の有感地震は67回発生、年間回数は前述したように221回を数えた。この数は、それまでの最多記録119回（昭和13年）の2倍に近い地震回数である。

平成7年10月18、19日に喜界島南東沖で発生した地震（マグニチュード6.9、6.7）は喜界町で震度5、旧名瀬市で震度4を記録した。この地震に伴って津波が発生し、喜界島の東海岸では、津波の遡上高（遡った高さ）が2mを超え、最も高いところでは2.7mに達した。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）では、喜界町において1mクラスの津波を観測した。

## 第5章 災害の想定

本計画の策定にあたって、鹿児島県が平成7年から平成8年度に実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえるものとする。

具体的には、以下に示す鹿児島県において発生することが予想される地震発生時の地震動、液状化、斜面崩壊、津波、建物崩壊、地震火災、ライフライン・交通施設被害、人的被害並びに生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置づける。

なお、県地震被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に到る地震の発生履歴や本町の特性を踏まえ、発生の可能性の高い地震について、震源域を断面とする震源断層モデルを設定して行われている。

しかしながら、本想定は、一定の仮定をおいて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的に捉えないよう留意する必要がある。

### 第1 想定地震・津波の概要

本計画が前提とする県が示した想定地震の概要は、以下のとおりである。

#### 1. 地震の規模等

震源	震源断層の大きさ等			マグニチュード	過去の地震
	長さ	幅	上端深さ		
奄美大島の東の近海	79km	40km	10km	8.2	1911年(M8.0) 喜界島地震

#### 2. 地震の発生季節・時刻等

冬の夕刻（午後5時から6時）

#### 3. 気象条件

晴れ。西北西の風，風速2.7m/秒

本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。

### 第2 想定地震動

喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。

震度5弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島と奄美大島と徳之島の一部であると予想される。

### 第3 想定被害の概要

#### 1. 液状化危険

液状化とは、地震動により主に地下水を含む砂層で地盤が泥水のようになり、比重の重いものが沈み、逆に軽いものは浮き上がる現象である。震源に近い軟弱な地盤が堆積する沖積低地で液状化の危険性が高くなると予測される。

#### 2. 津波危険

本町は海岸線が長い地形的特質があり、過去に津波が発生しているため津波被害の危険性は高い。

想定地震では、震源に近い喜界島に地震発生後4～10分で津波が到着し、奄美大島にも10～20分程度で到達すると予測される。また、湾や入江で遡上標高が5mを越える場所もあり、大きな浸水被害が生じると予測される。

地区別津波到達時間と最大遡上高

地区名	到達時間	最大遡上高
湾港	16分	2.7m
早町	6分	5.4m

最大遡上高は、平均満潮位の時に津波が遡上した場合に津波が到達する標高

#### 3. 建物被害

奄美大島、喜界島、徳之島において全壊棟数の被害が集中すると予測される。

#### 4. ライフライン等被害

##### (1) 地中埋設管及び電柱・電話柱被害

上水道・下水道・ガスの地中埋設管、配電柱、電話柱の被害箇所は、液状化の危険性が高い地域において被害が大きくなると予測される。

##### (2) 道路被害

道路は、主に盛土と切土で被害が発生し、被害発生路線に局地性があると予測される。

##### (3) 港湾・漁港施設被害

港湾・漁港の被害は、震源に近いところで使用できない岸壁の延長の割合が5割を超え、被害発生施設に局地性があると予測される。湾・早町港に同程度の被害が発生した場合、海上輸送等が非常に困難となる。

#### 5. 地震火災被害

出火棟数が10棟を越えると予測される。場所によっては、大規模な延焼火災が発生し、焼失棟数は、概ね出火棟数以下の被害となることが予測される。



## 6. 人的被害

死者が、倒壊焼失により 0 人、津波により 160 人。負傷者 410 人。要救助者 40 人。避難者 3,000 人となることが予測される。

## 7. 生活支障・防災活動上の障害

### (1) 移動・輸送の制約

道路の寸断、港湾施設破壊の直接被害や交通渋滞等により、移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。流通等の要となっている喜界空港及び港湾が被害を受けた場合、復旧状況次第では、周辺の地域へも長期にわたって支障が及ぶことが予想される。

### (2) 居住の制約

被災した一部の地域では、住宅の喪失・一部破損、ライフラインへの被害のための居住の制約が生じ、復旧状況次第では、避難所生活を余儀なくされるなどの生活支障が長期に及ぶものと予想される。

### (3) 食糧・飲料水・物資の制約

被災した一部の地域では、上水道の供給が長期にわたって停止することが予想される。道路の直接被害、交通渋滞による輸送の制約により、援助物資の配達が遅れ、食糧・飲料水の不足する状態が初期の段階で生じるものと予想される。

### (4) 医療の制約

被災が大きな地域で負傷者の大量発生、医療施設・機器の被害、上水道・電力の供給停止、交通事情の悪化に伴う搬送の制約が予想される。孤立化した集落の被害者、傷病者、医薬品を搬送するためヘリコプター等を活用する必要性が高くなる。

### (5) 電気の制約

広範囲で停電が生じると予想され、防災機関の活動や住民の生活に直接甚大な被害を及ぼすことが予想される。

### (6) 通信の制約

施設被害や輻輳により通話困難となることが予想され、建物被害が甚大なケースでは、行政やマスコミからの情報の入手が困難となる可能性もある。周辺地域でも、安否の問い合わせの殺到で電話がかかりにくくなる可能性がある。

### (7) 教育の制約

学校施設や教員の被災により通常教育の停止、休止を余儀なくされ、施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想される。

### (8) その他の経済的な制約

建物・ライフライン等に大きな制約を受け、経済活動の著しい低下を招くことが予想される。

想定される被害の総括表（資料 県地域防災計画 地震・津波災害対策編第1部第5章から抜粋）  
 大島地区全域の数字（喜界町含む）

人的被害					火災（棟）		
死者		負傷者	要救出者	避難者	断水世帯	出火	焼失（延焼を含む）
倒壊焼失	津波						
98	17	1,916	84	9,781	36,310	96	41

建物被害		ライフライン等					
大破	中破	道路	上水道	下水管	ガス管	配電柱	電話柱
4,146	7,034	38	1,734	147	302	304	153

# 第2部 震災予防

## 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

#### 第1 地震土砂災害の防止対策

##### 1 急傾斜地崩壊防止対策（急傾斜地の崩壊に関する災害の防止に関する法律：昭和44年7月1日制定）

###### （1）危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現状を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

###### （2）点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

###### （3）宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を橋架する。

#### 2 地すべり防止対策

##### （1）地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域または地すべりを起こす恐れのある極めて大きい区域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

##### （2）警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難勧告等に基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

#### 3 土砂災害防止対策

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住民等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

##### （1）土砂災害警戒区域の指定

区域の指定は、以下の手順により県が行う。

#### (区域指定の流れ)

県は土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表し、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

町は土砂災害防止法第8条に基づき、喜界町地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

#### (2) 土砂災害特別警戒区域の指定

区域の指定は、以下の手順により県が行う。

##### (区域指定の流れ)

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

#### (3) 危険流域の実態調査及び県指定の促進

ア 危険溪流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定溪流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

#### (4) 砂防事業の推進

ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 土石流危険溪流に指定されている溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害防止に努める。

#### (5) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

### 4 山地災害防止対策

(1) 危険区域について調査パトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害防止するための適切な対応を講じる。

#### (2) 治山事業の推進

ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

## 5 建築基準法に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定)

県及び本町は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、山腹や崖地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する。

## 6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

## 7 その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

## 8 災害危険箇所等の調査の結果の周知

### (1) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県大島支庁喜界事務所、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

### (2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 町は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国・県等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 町独自に、新たに、把握すべきがけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

### (3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を喜界町地域防災計画に明示・位置づける。

イ 災害危険箇所その他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、区長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

## 9 地震発生時の緊急調査体制

- (1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (2) 土砂災害の危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現状を把握する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

## 10 災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

土砂災害のおそれのある区域について、危険箇所の周知、土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

### (1) 災害危険箇所の警戒の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、大雨警報（土砂）、土砂災害警戒情報などの防災気象情報が発表された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

### (2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難経路、避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

### (3) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

#### ア 災害危険箇所の概況

該当地区の世帯数、人口及び災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況把握に努める。

#### イ 住民への情報伝達方法の整備

防災行政無線のほか、エリアメール、防災メール、ラジオ、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

#### ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

#### エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を検討する。

#### オ 避難勧告等の基準の設定

上記の斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震時の災害危険箇所における住民への避難勧告等の基準を定めるよう努める。

#### (4) 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努めるものとする。避難対象地区内の住民避難は、隣保共同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

#### (5) 避難訓練の実施

町及び各防災機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分な連携をとりつつ、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するように努める。

### 第2 液状化災害の防止対策

地震等の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を引き続き行っていく。

#### 1 地盤改良及び構造的対策の推進

##### (1) 地盤改良の推進

地域開発等にあつては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

##### (2) 構造的対策の推進

県・町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

#### 2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面の周知に努める。

### 第3 危険区域の概要

#### 【土石流危険渓流】

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流(土石流危険渓流Ⅰ)に加え、人家戸数5戸未満(土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ)も含めた渓流。

#### 【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家5戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)に加え、人家5戸未満(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ)も含めた箇所。

##### ① 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある箇所

##### ② 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

##### ③ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

**【地すべり危険箇所】**

地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第 51 条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所

**【山地災害危険地区】**

山腹の崩壊、土砂の流出等が現に発生し、または発生する危険があり、人家 1 戸以上または公共施設(菅公署・学校・病院・道路)に直接被害を与える恐れがある地区

**指定危険区域の現況**

危険区域名	箇所数	参照
急傾斜地崩壊危険箇所 I, II	10	別表 I
崩壊土砂流出危険地区	1	別表 II
山地災害危険地区	20	別表 III
計	31	

**急傾斜地崩壊危険箇所 I, II**

**別表 I**

番号	危険地域		危険区域 戸数	備考 (公共施設)
	集落名	小字名		
1	志戸桶	岸前	0	のぞみ幼稚園
2	早町	上ヶ田	0	早町小学校
3	上嘉鉄	フツネ	16	
4	上嘉鉄	ウエタシ <sup>レ</sup> リ	8	上嘉鉄駐在所・振興センター
5	上嘉鉄	金久原	0	旧第二中学校
6	中里	オハ実	0	
7	伊砂	ウボシ	1	
8	伊砂	長迫	4	
9	志戸桶	上ノ迫	1	
10	小野津	水之谷	1	



## 崩壊土石流出危険地区

## 別表Ⅱ

番号	危険地域		危険区域		公共施設及び備考
	集落名	小字名	戸数	人口	
1	嘉 鈍	オトヒラ			

## 山地災害危険地区

## 別表Ⅲ

番号	危険地域		公共施設及び備考
	集落名	小字名	
1	小 野 津	小島原	
2	佐 手 久	中	
3	志 戸 桶	於良	
4	伊 砂	アマル	
5	佐 手 久	竜平	
6	佐 手 久	ナカウラバル	
7	佐 手 久	中ノ平	
8	坂 嶺	オオクズレ	
9	上 嘉 鉄	ウツ	
10	早 町	ミズグチ	
11	滝 川	ヤマノウエ	
12	嘉 鈍	増田	
13	上 嘉 鉄	ウエタジリ	
14	浦 原	タケクヤ	
15	浦 原	ウエンタナ	
16	花 良 治	オフミタジリ	
17	早 町	平	
18	白 水	ぶり	
19	阿 伝	木ノ下	
20	花 良 治	タチヤマ	

## 第2節 津波災害防止対策の推進

本町は、ほとんどの集落が海に面した特性から津波災害を受けやすい特質がある。津波対策は、海岸保全施設の整備等の対策を推進するとともに、ソフト面の対策を重視し、迅速に安全な場所へ避難できるよう情報収集・伝達体制、避難対策の整備並びに津波知識の意識啓発を推進する。

### 第1 津波災害防止対策

#### 1 海岸保全事業の施行

(1) 河川の河口地域及び海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業の推進を国・県への要望

ア 港湾海岸保全事業

イ 農地海岸保全事業

ウ 河川、海岸保全事業

#### 2 高潮、津波危険地域

町内海岸地域における高潮、津波危険地域は海岸を有する全集落である。

### 第2 津波被害に対する広報・避難体制の整備

#### 1 避難の勧告指示の伝達・広報体制

(1) 住民等への伝達

町及び消防機関は、住民への津波予報伝達手段として、サイレン、広報車、防災行政無線、エリアメール、防災メール等多様な通報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

(2) 伝達協力体制

沿岸部の多数の者が出入りする施設の管理者(漁協協同組合、海水浴場等)、事業所及び自主防災組織等とあらかじめ津波予報及び津波警報の伝達系統の確立に努める。

#### 2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後、数分程度で津波が襲来する恐れもあることから、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。また、高台への避難に対して、津波到達時間内に避難できるよう体制を整備し、標高などを明記した避難所の配置状況、安全性に関する調査等を踏まえて、随時見直すこととする。

### 第3 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

#### 1 津波に関する意識の普及

##### (1) 住民への普及

日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。

##### 《津波に対する次のような注意事項》

- ア 震度4程度以上の地震を覚知したとき、または弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて正しい情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気をゆるめない。

##### (2) 津波に関する意識啓発

津波関連のシンポジウムや講習会の開催を通して津波災害の啓発に努め、各地域や避難場所における海拔表示板の設置を実施し、通常時での避難に関する意識の普及・啓発を行い周知に努める。

#### 2 津波に対する避難訓練

##### (1) 防災訓練

津波被害の危険性の高い地区は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練を行うほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。また、災害図上訓練（(Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム)) 等における、自助・共助の重要性を高めるための地域防災力の向上に務める。

##### (2) 自主避難の啓発

津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓発に努める。

##### (3) 住民への避難場所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難所及び避難経路の確認を実施するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

### 第3節 防災構造化の推進

町の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都村計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。

また、土地区画整理事業をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

#### 第1 防災的土地利用の推進

##### 1 新規開発に伴う指導・誘導

###### (1) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び町は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地帯地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

###### ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める

###### イ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

#### 第2 建築物の不燃化の促進

##### 1 建築物の不燃化の促進

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物または防火建築物の建築を推進する。

##### 2 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

##### 3 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により町街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

##### 4 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

### 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

#### 1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

##### (1) 道路の整備（延焼遮断機能の確保）

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、特に、地震火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

## (2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

## 2 共同溝等の整備

日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の地震による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

## 3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

## 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

### 1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補修等の改修指導を実施する。

### 3 窓ガラス等落下物の安全化

既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い町街地については、特にその指導に努める。

### 4 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図ると

ともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い町街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

## 5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

## 第4節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進)

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、消防、警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準（平成7年及び12年改正、新耐震設計法による改正）によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

#### 2 液状化の恐れがある公共施設等の安全性

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

## 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

### 1 防災指導等による不燃化,耐震性の確保

一般建築物の不燃化,耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

#### (1) 一般建築物に対する防災指導

##### ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は,建築確認審査及び完了検査を通して,建築物や敷地等が安全となるよう,建築基準法等に基づき指導を行う。

##### イ 建築規制の指導・強化

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに,住居の用に供する建築物の建築を制限し,災害を未然に防止する。

##### ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については,安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

##### エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険(がけ上,がけ下等)であり,又は衛生上有害である建築物に対し,適正な指導を行う。

##### オ 違反建築物の取締り

不法建築,無届建築等を摘発し,県と連携し適正な指導を行う。

##### カ 防災性の高い市街地の整備

- (ア) 地域,地区の指定のない都市に対する地域,地区制の促進を図る。
- (イ) 土地区画整理,道路位置指定等の指導により,宅地の計画的な環境整備を図る。
- (ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

#### (2) 既存建築物に対する耐震改修等指導(品確法性能表示制度平成平成13年施行)

現行の耐震基準の以前に建築された建築物については,その耐震性が確保されていないものがあることから,建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また,これら施設に対する災害は,地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため,地盤振動や液状化の危険性の高い区域については,特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また,災害時にエレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため,建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し,住宅等の建築制限を行う。

なお,がけ地に接近した既存不適格建築物のうち,急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し,移動促進のための啓発を行う。

#### (3) 融資制度等の活用による不燃,耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して,耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して,住宅の耐震改修を促進する。

ウ 鹿児島県中小企業融資制度(耐震改修支援資金)により,事業用建築物の耐震改修を促進する。

## 2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

### (1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建築物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

### (2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

### (3) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

## 3 特殊建築物等の安全性の確保

### (1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

### (2) 特殊建物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建物など不特定多数の者が利用する施設について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

## 第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信ライフライン施設、道路、架橋、港湾、漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進



する。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

## 第1 上水道施設の災害防止

### 1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が維持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 水道施設の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
  - ア 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
  - イ 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
  - ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

### 2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

### 3 業務継続性の確保

#### (1) 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

#### (2) 業務継続計画

特に、町及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

## 第2 下水道施設の災害防止

### 1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 管路施設等の耐震化の推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進

(4) 下水道施設の耐震化，停電対策の推進

## 2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場やポンプ場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

## 3 業務継続性の確保

前出の上水道施設と同じく，業務継続性の確保を図り，業務継続計画を策定する。

## 第3 電力施設の災害防止

### 1 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は，以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し，電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施設を実施する。

#### (1) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は，発電用水力設備に関する技術基準，河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は，発電所設備の重要度，その地域の予想される地震動などを勘案するほか，変電所等における電気設備の耐震対策指針により行う。建物の耐震設計は，建築基準法により行う。

#### (2) 火力発電設備

機器の耐震は，発電所設備の重要度，その地域で予想される地震動などを勘案するほか，発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。建物の耐震設計は，建築基準法により行う。

#### (3) 送配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため，同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 送電設備の終端接続箱，給油装置については，「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は，土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。また，送配電設備は地盤条件に応じて，可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

#### (4) 通信設備

屋内設置装置については，構造物の設置階を考慮した設計とする。

## 2 防災業務施設及び設備の整備

### (1) 観測，予報施設及び設備の強化，整備

局地的気象の観測を行うことにより，ラジオ，テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため，必要に応じ雨量，流量，潮位，波高等の観測施設及び設備の強化，整備を図る。

### (2) 通信連絡施設及び設備の強化，整備

災害時の情報連絡，指示，報告等のため，必要に応じ無線，有線設備等の諸施設及び設備の強化，整備を図る。

### 3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

### 4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ、**新聞**等の報道機関ほか、**ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット**、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・ **無断昇柱、無断工事をしないこと。**
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所に連絡すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・ **浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。**
- ・ **屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。**
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・ **その他事故防止のため留意すべき事項。**

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

### 5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体  
が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 第4 ガス施設の災害防止

### 1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設  
や導管の耐震化を図る。

#### (1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

#### (2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、ガス工作物の技術基準に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

## 2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

### (1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

### (2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

### (3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

### (4) 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

## 3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

## 第5 通信施設の災害防止

### 1 電気通信設備等の耐震性の確保

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

#### (1) 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

#### (2) 通信用機器の耐震化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、振動による倒壊、破損を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。

#### (3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として、蓄電池・初動発電機を常備する。

#### (4) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

### 2 通信設備の確保

#### (1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は

地下埋設化を推進する。

(2) 架染添架ケーブルの耐火防護・補強

架染添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機，工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ 重要局所被害時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般電話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき，これら地域に対する重要通信を確保するため，必要により一般電話を制限する。）

### 3 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し，又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め，必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(1) 非常用衛星通信装置

(2) 非常用無線装置

(3) 非常用交換装置

(4) 非常用伝送装置

(5) 非常用電源装置

(6) その他の応急復旧用諸装置

### 4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため，災害対策情報連絡演習，災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

## 第6 道路・橋梁の災害防止

### 1 道路施設の整備

道路は，災害時の消防，救出，救助，避難，医療，救援活動の際，重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため，国・県・町等の各道路管理者は，既存道路施設等の耐震性の確保を基本に，以下の防災，耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため，所管道路については，道路防災総点検等に基づき，対策が必要な箇所について，法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため，各管理者においては，橋梁定期点検等に基づき，

対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

### (3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

### (4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その的確な維持管理に努める。

## 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

## 3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車で工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

## 第7 港湾・漁港施設の災害防止

### 1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震災害時に緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

### 2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾及び離島の生活を支える港湾において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

### 3 港湾・漁港施設の整備

本町の拠点港となる湾港の港湾管理者は、岸壁、緑地、臨港道路等の耐震化を計画的に推進する。

## 第6節 危険物災害等の防止対策の推進

消防機関は、危険物（消防法 第2条第7項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防組合及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

## 第1 危険物の保安対策

### 1 危険物対策

#### (1) 危険物対策

地震による危険物施設からの漏洩・爆発，特殊火災のおそれがある場合，消防組合が定める「消防計画」に基づき，統制ある危険物対策を行う。

(2) 危険物，高圧ガス等の災害の発生に際して，被害の拡大防止を効果的に実施できるよう，事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか，関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め，避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

## 第2 危険物施設災害

### 1 危険物施設保安対策

災害が発生するおそれがあるとき，災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保管期間について確認し，又は指示し，災害の発生を防止する。

(1) 消防法に定める危険物貯蔵所等の所有者に対し，保安監督について指導監督を行う。

(2) 必要に応じ危険物貯蔵所等の所有者に対し，資料の提出及び報告，立入検査等，危険物に対する規制と指導を行う。

### 2 危険物災害予防対策

(1) 危険物取扱者，危険物保安監督者，危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。

(2) 関係事業所は，緊急時の応急対策の実施に備え，災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また，備蓄（保有）資機材等は，臨時点検を行い，保管に万全を期する。

ア オイルフェンス

イ 中和剤

ウ 吸着マット

エ 水質汚濁防止のための資機材等

## 第3 高圧ガス災害予防対策

### 1 自主保安体制の確立

高圧ガスは，法令に基づく規制（高圧ガス保安法等），保安意識の高揚，取締りの強化及び自主保安体制については関係機関の要請に応じ，これに協力して災害防御に努める。

(1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行，自主検査の徹底を指導する。

(2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災意識である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

## 第4 火薬類災害

火薬類は，土木・建築・採石事業等に関連して活用され，一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

## 第5 毒物劇物災害

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階に係る規制、指導、災害予防対策については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

## 第7節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画

#### 1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

#### 2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画(平成8～12年)

第二次地震防災緊急事業五箇年計画(平成13～17年)

第三次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年)

第四次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年)

#### 3 対象事業

町が実施する事業については、次の施設等の整備等である。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁協施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公共物件を收容するための施設
- (7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のう



- ち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
  - (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
  - (14) 地域防災拠点施設
  - (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
  - (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
  - (17) 非常食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
  - (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
  - (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第8節 地震防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

### 1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査に努める。

### 2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような震災対策への事前の備えについて定める。

### 第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

### 第1 応急活動実施体制の整備

#### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を地震発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

#### (1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

#### (2) 初動体制の確立

町災害対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

#### (3) 災害対策本部運営体制の整備

地震災害発生初期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

##### ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

#### イ 災害対策職員用通信手段の確保

災对本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

#### ウ 災害対策本部運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災对本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

#### (4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

#### (5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

## 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

### 1 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、大地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

#### (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

#### (2) 勤務時間外での対応

町、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

### 2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

## 第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

1 町、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

2 特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

## 第4 広域応援体制の整備

## 1 応援体制の整備

### (1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため喜界町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

## 2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

## 3 緊急消防援助隊の編成

町外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

## 第2節 通信・広報体制の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

### 第1 通信施設の整備

#### 1 防災行政無線通信施設の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

#### 2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

##### (1) 通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

##### (2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機

器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

### 3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実にを行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

## 第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

- (1) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。
- (2) 災害時優先電話の機能周知，設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

## 第3 各種防災情報システムの整備

### 1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、町災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備  
全庁体制で被災者支援システムを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。
  - ア 安否情報（死亡者の氏名・住所，避難状況等）
  - イ 火災情報（建物被災程度等）
  - ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給，仮設住宅の入居，倒壊家屋の処理等）

### 2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては、県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。
- (3) 災害に強い通信網を構築し、県，町，消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

### 3 独立電源施設の確保

- (1) 庁舎内の独立電源  
本庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保をとして、ディーゼル発電機を常備している。
- (2) 民間電源設備等の利用  
停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

(3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから、長時間対応型の設備確保を検討する。  
併せて、津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。

(4) 避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

## 第4 広報体制の整備

### 1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティFM放送含む。）等のさまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

### 2 広報，広聴体制の確立

(1) 住民への広報，広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難，生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し，住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 町災対本部での広報の一本化を行い，窓口を総務対策部とし，各報道機関に対応する。  
イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い，電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は，ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター等ソーシャルメディア，ポータルサイト）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも，町のホームページやツイッター・フェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，エリアメール等，ワンセグ放送といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者，外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者，外国人に対しても的確に広報を行えるよう，町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし，災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから，町内の難視聴地域への環境整備を推進する。

### 3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう，情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等，体制の確立に努める。

また，その際夜間，休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備，拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

## (2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

## 第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- 4 町が整備している防災行政無線専用電話について、孤立化のおそれのある集落の公民館等に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- 5 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 6 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 7 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結について協議を行う。また、空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 8 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

## 第3節 地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

## **第1 地震・津波観測体制の整備**

### **1 鹿児島地方気象台における地震災害等に関する業務体制の整備**

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震災害等に関する業務体制の整備充実を図る。

#### **(1) 観測施設の整備充実**

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、区市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

#### **(2) 気象庁が発表する地震等に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。**

#### **(3) 地震等関係資料のデータベース化の構築**

災害発生時において、地震情報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震等関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

### **2 主要関係機関における地震等観測体制の整備**

町、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

### **3 情報伝達体制の整備**

#### **(1) 地震観測体制の強化**

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

#### **(2) 情報伝達体制の整備**

被災者への情報伝達手段として、エリアメール・コミュニティFM・ツイッター・町防災無線メール・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁のJ-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し、防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに、有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

## **第2 気象情報自動伝達システムの活用**

気象情報自動伝達システムの活用により、地震等情報を自動的に町や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公用携帯電話に地震情報を電子メール等で送信し、地震発生時の初動体制の確立を図る。

## **第3 震度情報ネットワークシステムの活用**

消防庁・県・町をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の



確立を図る。

## 第4節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資器材等の整備を推進する。

### 第1 消防活動体制の整備

#### 1 消防活動体制の整備・強化

##### (1) 消防組織の整備

消防組織は、常備消防（消防組合、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

#### 消防組織の整備状況

常 備 消 防					非 常 備 消 防		
消防組合	消防本部	消防本署	分署、他	消防職員	消防団	分 団	消防団員
			1	15	1	9	108

(平成31年4月1日現在)

##### (2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資器材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

##### (3) 消防団の育成強化

###### ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

###### イ 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

###### (ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

###### (イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団

員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

#### (4) 消防団の安全確保

ア 津波警報が発表された場合には、消防団員は海岸付近から離れ、自身の安全の確保に努めるとともに、住民や海岸付近での作業従事者、海水浴者等に広報車等で避難等と呼びかける。ただし、津波注意報については避難行動の周知の必要はなく、海岸付近での作業従事者等を陸上へ上がるよう呼びかける。

イ 津波注意報、警報が発表された場合には、潮位の変化や計測等行うための危険な行為は絶対にしてはならない。

## 2 地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導體制の整備・強化

### (1) 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止及び周囲からの転倒、落下や安全措置と地震発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

### (2) 地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、地震発生時における初期消火等について、知識・技術の普及に努めるとともに定期的な防災訓練を行う。

### (3) 地域住民の安全避難対策と災害弱者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し高齢者等、災害弱者の実態を把握しておくとともに地域における避難体制を整備し速やかに避難できるよう努める。

## 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

### (1) 事業所に対する出火防止を含めた指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ、取扱方法の徹底について指導する。

### (2) 事業所の初期消火体制の整備

消火器等の準備と万一の出火に備え、初期消火対策を講じておくとともに火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し消火器などを使って消火する。なお、消火が困難な場合は避難を優先する。

### (3) 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づき、安全で速やかに避難誘導できることと児童、患者、高齢者等要配慮者を収容している学校、病院、老人ホーム等については、特に地域住民と日頃から連携を図りより安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

## 第2 消防用水利、装備、資器材の整備

### 1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

#### (1) 消防水利の整備状況

消防水利の状況は、以下のとおり

## 消防水利状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

区分	公設	私設	計
消火栓	92	0	92
防火水槽	127	0	127
その他	4	0	4
小計	223	0	223

### (2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等，水利の多様化を基本に，以下の方策により水利を整備する。

#### ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的の自己財源の投入等により整備の促進を図る。

#### イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用の貯水池，給水栓を消火用水として活用する。

## 2 消防用装備・資器材の整備（装備，車両等）

### (1) 消防機械保有状況

消防組合及び消防団における消防機械保有状況は，以下のとおり。

#### 消防機械保有状況

区分	分署現有	消防団現有	集落現有	計
消防ポンプ車	—	2		2
水槽付消防ポンプ車	1	1		2
はしご車	—	—		
救助工作車	—	—		
小型動力ポンプ	—	1		1
小型動力ポンプ付積載車	—	6		6
化学消防車	—	—		
救急車	2	—		2
その他の消防車両	1	4		5

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

### (2) 消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的の自己財源の投入等により整備の促進を図る。

### 3 通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

#### (1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防組合において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

#### 消防通信体制の整備状況（平成31年4月1日現在）

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局				119番受付回線	高機能消防指令センター II型
	固定局	基地局	移動局			
			車載	携帯		
大島地区消防組合	6	6	56	57	6	一式

#### (2) 消防通信手段の整備方策

##### ア 通信手段（消防救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに新たに増波された全国共通波（3波）の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害時に強い情報通信手段として、各署所に消防救急無線を補完する形での衛星携帯電話を配置する。

消防救急無線については、計画的に無線整備の更新整備を行うほか、デジタル方式への移行の際整備した、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を確認するための通信訓練等の実施を通じ、大規模災害における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関等との通信を確保する。

##### イ 通信・運用体制の整備

- (7) 消防組合における高機能消防指令センターの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防救急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (4) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (5) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

## 第5節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、地震・津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

## 第1 避難場所及び避難所の指定等

### 1 避難場所及び避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (1) 指定緊急避難場所

町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのある者がいない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する者を指定する。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

#### (2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

津波発生時は短時間で高台等の高所への避難が必要となるため、津波用の一時避難場所は次のとおりとし、住民に対し周知徹底させておく。

	集 落 名	避 難 場 所		集 落 名	避 難 場 所
1	湾	役場コミュニティーセンター メンハナ公園	16	中間・中熊・先内	集落山手側農道
2	赤連	喜界中学校 旧自衛隊跡地	17	坂嶺	うつくし山展望台 集落高台農道
3	中里	コーラル団地	18	西目	西目公民館
4	荒木	よしたろう前	19	大朝戸	大朝戸公民館
5	手久津久	花尾神社	20	伊砂	上原NTT鉄塔

6	上嘉鉄西・中	シツル崎灯台	21	伊実久	伊実久公民館
7	上嘉鉄東	上嘉鉄東公民館	22	前金久・神宮	ムチャカナ公園 水源地(ウッカー)広場
8	先山・浦原	集落山手側農道	23	志戸桶東部・南部	集落山手側農道
9	川嶺	川嶺地区研修センター	24	佐手久	のぞみ幼稚園 集落山手側町道
10	羽里	羽里公民館	25	塩道・早町	平家森公園
11	山田	山田公民館	26	白水	白水公民館
12	城久	城久公民館	27	嘉鈍	増田地区
13	滝川	滝川公民館	28	阿伝	集落山手側農道
14	島中	島中公民館	29	蒲生	夫婦ガジュマル付近
15	池治	共同墓地上	30	花良治	集落山手側農道

## 2 避難所の設置

地震災害等により多くの避難者が想定される場合に、一定期間滞在するための避難場所を次のとおり設置し、住民に対し周知徹底させておく。なお、災害の状況に応じ、避難場所は決定する。また、下記避難所が使用不能のときは、一時的な避難場所として町内のすべての公園を充てるものとする。さらに、地震による液状化が予想され、指定避難所自体が危険と認められた場合は、その他の安全な避難場所、高台等に避難誘導するものとする。

	避難所の名称	住 所	管理者
1	役場コミュニティーセンター	喜界町湾	町 長
2	町中央公民館	〃 赤連	〃
3	自然休養村管理センター	〃 湾	〃
4	町図書館	〃 赤連	〃
5	喜界小学校	〃 湾	学校長
6	喜界中学校	〃 湾	〃
7	上嘉鉄地区振興センター	〃 上嘉鉄	区 長
8	あゆみ幼稚園	〃 上嘉鉄	町 長
9	旧第二中学校	〃 上嘉鉄	〃
10	のぞみ幼稚園	〃 志戸桶	〃
11	埋蔵文化財センター	〃 滝川	〃
12	羽里公民館	〃 羽里	区 長
13	山田公民館	〃 山田	〃
14	川嶺地区研修センター	〃 川嶺	〃
15	城久公民館	〃 城久	〃
16	滝川公民館	〃 滝川	〃

17	島中公民館	〃 島中	〃
18	西目公民館	〃 西目	〃
19	大朝戸公民館	〃 大朝戸	〃
20	伊実久公民館	〃 伊実久	〃
21	早町地区振興センター	〃 早町	町長
22	防災食育センター	〃 赤連	〃

### 3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

### 4 福祉避難所の設置

通常の避難所では高齢者や身体障がい者等の介護に必要な設備が整っていないことから、**要配慮者**が安心した避難生活が出来る体制を整備した福祉避難所を「福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、次のとおり設置する。

	避難場所	住所
1	特別養護老人ホーム <b>オアシスケア喜界</b>	喜界町赤連 6 9
2	保健センターすこやか	〃 赤連 6 7
3	喜界町診療所	〃 赤連 3 7

### 5 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

## 第2 地域における避難体制の整備

### 1 避難指示・誘導体制の整備

(1) 避難**勧告**等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 避難措置は、原則として避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示（緊急）を行う。（避難勧告等の実施基準は、第3部第2章第7節「避難の勧告・指示、誘導」参照）

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 町長は、関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。**また、避難指示権者は、避難勧告等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画及び鹿児島県地域防災計画により行う。**

### 避難勧告等一覧（3類型）

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	要配慮者等, 特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり, 人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに, 以降の防災気象情報, 水位情報等に注意を払い, 自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に, 突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある河川沿いでは, 避難準備が整い次第, 当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり, 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には, 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所, より安全な建物等)への避難や, 少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として, 「屋内安全確保」(屋内のより安全な場所への移動)を行う。</li> </ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や, 現在の切迫した状況から, 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき</li> <li>・堤防の隣接地等, 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており, 避難の準備や判断の遅れ等により, 立退き避難を躊躇していた場合は, 緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難は, かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には, 「近隣の安全な場所」への避難や, 「屋内安全確保」を行う。</li> <li>・津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合, 気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示(緊急)の発令を待たずに, 居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。</li> </ul>

※津波については, 情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため, 「強い地震(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

## (2) 避難勧告等の実施要領

ア 避難勧告等を迅速に実施するため災害時における避難勧告・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。



イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は区長等が避難指示等に基づき住民等への避難の周知を行った旨の通知を受けたときは、町長は知事（危機管理課長及び支庁長）に報告しなければならない。

### （3）避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地すべり等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 2 避難勧告等の伝達方法の周知

### （1）避難勧告等の伝達系統・伝達体制の整備

避難勧告等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、鹿児島県防災web）、防災メール、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話等の利用による伝達

### （2）伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

### （3）伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

### 第3 要配慮者の避難体制の整備

#### 1 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、町は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

##### (1) 避難勧告等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難勧告等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

##### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員を定め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

##### (3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

#### 2 要配慮者の避難体制の拡充

「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）及びモデルプランを参考とした「喜界町地域見守りネットワーク支援制度」を住民に周知徹底し、要配慮者の避難支援体制の拡充に努める。

### 第4 各種施設における避難体制の整備

#### 1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

##### (1) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「災害時要援護者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力

の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

#### ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示（緊急）や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

#### イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示（緊急）や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

#### ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

## 2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

## 3 幼稚園・学校（特別支援学校含む）における園児・児童生徒の避難体制の整備

教育長は、町内の学校における園児・児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

### (1) 集団避難計画の作成（文科省の学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き）を参考

に、地震・津波災害を想定した事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の内容を地域の実情を踏まえて整備する。

ア 町内の幼稚園・学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、園長や校長に対し、幼稚園・学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、園児・児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難勧告等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難勧告等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 老朽化が進んだ木造構造の危険な校舎等は、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近等で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 園児・児童生徒を帰宅させる場合及び保護者への引き渡しの基準を定め、周知しておく。

カ 園児・児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長等は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、喜界町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めておく。

## 第5 避難誘導、避難所の運営体制

### 1 避難誘導、避難経路の確保

(1) 避難経路については、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

また、海拔表示板や避難経路を指し示す標識等の整備に努める。

(2) 学校等の避難

中・小学校、幼稚園等の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が町長の指示により行う。

(3) 病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理者が町長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

## 2 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事俟八時からの委任の通知を受けた町長が行う。町長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

## 3 避難所の運営体制の整備

各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル」(令和2年3月喜界町)を参考に、避難所の管理運営体制の整備に努める。

指定管理体制が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

## 4 避難所の生活環境改善システムの整備

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。併せて、安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

## 5 避難所巡回パトロール体制の整備

町及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第6節 救助・救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

町は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとするが、詳細な計画内容は消防組合消防計画に準じる。

### 第1 救助、救急体制の整備

#### 1 救助、救急体制の整備

地震災害時には、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

##### (1) 救助、救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 当該地域で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資器材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報ネットワーク等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 災害発生時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等連携を図る。

#### 2 救助の実施体制の構築

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、整備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

#### 3 住民の救助、救急

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、人口や建物の集中している市街地では、救助・救急事象の多発が予想されるため、町及び県は、市街地の救助・救急への協力について啓発に努める。

#### 4 孤立化集落対策

地震災害等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

### 第2 救助、救急用装備・資器材の整備

#### 1 装備・資器材等の整備

(1) 町及び県（常備消防を含む）

ア 地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、各消防署所、消防団、自主防災組織等において、必要な、救助用装備、資器材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	① 高度救助用資器材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ② 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③ 消防隊員用救助用資器材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	① 消防団員用救助用資器材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコ

	ップ，救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等

イ 地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した地震・津波災害対策用救急車の整備を図っていく。

## 2 救急救助体制の整備

### (1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立

## 第7節 交通確保体制の整備

地震時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保することが必要である。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

### 第1 道路整備計画

#### 1 交通施設整備計画

道路管理者は，災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊，落石等の危険箇所については，現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路，橋梁等の被害を防止し，また，被害の誘因となるものを排除するため，パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難，災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については，架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭あいな生活道路については，民家等の建築時におけるセットバック（建築基準法第42条2項で規定：道路の幅員が4m未満の場合、道路中央から2m後退する）指導に併せて道路拡幅を図



る。

#### (6) 道路整備計画

##### ア 道路の新設, 改良

道路の新設, 改良にあたっては, 避難路・延焼遮断帯を考慮し, 歩道整備, 街路樹のスペースを確保していく。

## 2 道路施設等の点検, 整備

地震等の突発的な災害から道路機能を確保するため, 次の改修, 改良工事等を実施する。

- (1) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう, 土砂, 塵芥等の滞留や破損状況について点検し, 災害防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 幅員の狭い道路や橋梁等について, 拡幅や架け替え等の改良を検討する。

## 第2 交通規制の実施責任者

### 1 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路 管理者	知事 (県道) 町長 (町道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊, 決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため, やむを得ないと認められる場合
港湾 管理者	知事 町長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路, 泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し, 貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

## 2 緊急通行車両の事前届出

- (1) 大規模地震発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定し, 選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性, 安全性を強化し, 大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速, 的確な災害応急対策に資する。  
選定される緊急交通路は, 優先的的道路整備を推進し, 広域的輸送体制等を考慮し, 県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。
- (2) 緊急輸送活動体制の充実  
災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。
- (3) 交通ネットワークの整備
  - ア 骨格的な幹線道路の整備
  - イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保

- ウ 防災上重要な道路改良の実施
- エ 橋梁等の安全対策の実施
- オ 災害時用臨時ヘリポートの整備

(4) 輸送対策

- ア 陸上輸送の整備
  - 車両の活用，物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請
- イ 航空輸送の整備
  - 災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

**第3 交通規制の実施体制の整備**

**1 交通規制の実施体制の整備方針**

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は，道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報等に備え，速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
港湾管理者 及び 海上保安本部	港湾管理者及び海上保安第十管区保安本部（海上保安部署を含む）は，交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

**第4 法面崩壊等防止対策**

**1 法面崩壊等防止対策**

- (1) 危険箇所の対策
  - 町道の危険箇所については，防災点検調査に基づき，法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。
- (2) 関係機関への要請
  - 県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに，実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- (3) 危険箇所の監視
  - パトロールを適宜実施し，危険箇所の状況を監視するとともに，法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

**第8節 輸送体制の整備**

震災時には，被災者の避難，並びに災害応急対策，及び災害救助を実施するのに必要な要員，及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画が効率的に実施されるように，必要な車両，船艇，労務の確保を図るなど，輸送体制の整備を計画的に推進する。

## 第1 災害を想定した輸送計画の確立

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・舟艇・ヘリコプター等）ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

## 第2 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する緊急輸送路、又は輸送施設について、あらかじめ指定しておく。

## 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

### 1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

### 2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

### 3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

### 4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第9節 医療体制の整備

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

### 第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

また、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

## 第2 救急医療情報ネットワークの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して**広域災害救急医療情報システム（EMIS）**の整備を検討推進する。

### 2 後方搬送体制の整備

#### (1) 町、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、町、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

#### (2) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病過程を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

## 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

町、県は、その他の地震災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

### 第1 備蓄物資計画

#### 1 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

#### 2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や町のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

#### 3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食

糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

- (2) 町内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、高齢者、乳幼児等の**要配慮者**への対応も考慮する。

#### 4 備蓄物資の運用

- (1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

- (2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の**要配慮者**へ配慮されたものとする。

## 第2 給水体制の整備

### 1 給水体制

災害時において、被災者1人あたりの最低給水量は1日20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

- (1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

### 2 応急復旧体制の整備

- (1) 復旧に要する業者との協力

水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、喜界、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制に整備に万全を期すものとする。

- (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等について検討しておくものとする。

### 3 応急給水体制の整備

- (1) 給水能力の把握

水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

また、学校等のプール施設の活用についても検討するものとする。

#### (2) 給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) 町及び水道事業者は、応急給水所を開設し、水道施設が復旧するまでの応急給水対策を行う。

#### (4) ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、「災害時における飲料水の提供に関する協定書」に基づいて、管内のミネラルウォーター製造業者に協力を要請する。

### 4 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

### 5 広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

### 6 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、地震津波災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

## 第3 生活必需品の供給体制の整備

### 1 生活必需品備蓄計画の策定

必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町及び県は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

## 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

### 1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、町における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ、以下のとおり編成計画を作成しておく。

#### ア 町の感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

## 2 食品衛生対策

大規模な地震が発生した場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

## 3 生活衛生対策

### (1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

### (2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

## 4 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果や県災害廃棄物処理計画、町災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

## 5 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

## 6 広域応援体制の整備

町、県及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

## 7 ごみ処理対策

(1) 町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し具体的に示すものとする。

(2) 国、県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

## 第5 住宅の確保対策の事前措置

### 1 住宅の供給体制の整備

震災時には、建物が全壊する被害が発生し、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は県との連携のもと、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、(社)鹿兒島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 町及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (4) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (5) 町及び県は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達出来るように、入手続き等を整えておくものとする。

### 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## 第6 文化財や文教施設に関する事前措置

### 1 文化財に関する事前措置

#### (1) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器(水、バケツ、水槽等)を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

### 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 町は、博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。



## 第7 総合防災力の強化に関する対策

### 1 消防施設、設備整備計画

#### (1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

#### (2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。
- エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。
- キ 消防センター、防災センター等の建設を検討する。

### 2 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資器材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

## 第8 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

### 1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、**喜界町防災食育センター オープンスペース**、または利用可能な町有地とする。

### 2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及

び車両等の進入を規制する。

- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

### 3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

#### (1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 町災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

### 4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

### 5 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、県が実施する、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練への参画、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

### 6 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

## 第9 災害用装備資器材等の整備

### 1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

### 2 点検、調達計画

### (1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

### (2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

## 第1.1節 複合災害対策体制の整備

### 第1 町及び県等の複合災害対策

町及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

### 第2 複合災害を想定した訓練

町及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

## 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、**要配慮者**対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

### 第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進とともに**教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。**

また、**県及び町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。**

なお、**防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。**

### 第1 防災知識普及計画

#### 1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

##### (1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

町が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア 防災行政無線
- イ 新聞
- ウ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- エ 広報車の巡回
- オ 講習会、パネル展示会等の開催

##### (2) 防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、**乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。**

- ア 住民等の責務
  - (ア) 自ら災害に備えるための手段を講じること
  - (イ) 自発的に防災活動に参加すること
- イ 地域防災計画の概要
- ウ 災害予防措置

(7) 家庭での予防・安全対策

- ①地震等に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ②非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③家具等の転倒防止対策
- ④飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ⑤保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(イ) 出火防止、初期消火等の心得

(ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震が発生した時の行動

(エ) 避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者、災害時要援護者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 気象庁が発表する緊急地震速報、津波注意報・警報、名瀬測候所が発表する注意報・警報、各種気象情報の利用の心得

(サ) その他

エ 災害応急措置

(7) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- ④ 初期消火、出火防止の徹底
- ⑤ 避難の方法、避難経路、避難場所の確認
- ⑥ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ 被災地支援

キ その他の災害に態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお、「防災週間」、「防災とボランティアの日」「津波防災の日」に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

## 2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校における防災教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法

を工夫しつつ実施する。また、町及び県は、学校において、福岡管区気象台名瀬測候所や鹿児島大学地域防災教育研究センター等の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

また、青少年、婦人、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（防災出前講座含む）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

### 3 災害教訓の伝承

町及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、地震災害時において、県、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

### 第2節 防災訓練の実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

#### 1 防災訓練の目標・内容の設定

##### (1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・町・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

##### (2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

ア 動員訓練、非常参集訓練

- イ 緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動指針
- ウ 消防訓練
- エ 救出訓練
- オ 避難訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 医療・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ その他必要な訓練

## 2 訓練の企画・準備

### （1）訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

### （2）訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等、土砂災害のおそれのある地域、液状化のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

### （3）訓練時の交通規制

町は県公安委員会に対して、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

## 3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、町・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の、要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実戦的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

### （1）町が行う訓練

#### ア 町の総合防災訓練

町長は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

#### イ 消防訓練

町長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

#### ウ 非常通信訓練

町長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

#### エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

町及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

#### 4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

### 第 3 節 自主防災組織の育成

災害を未然に防止又は軽減するためには、町、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保共同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

町は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、県の助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための方策を推進する。

#### 第 1 自主防災組織育成計画

##### 1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自



主防災組織の育成強化を図る。

## (2) 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 2 自主防災組織の組織化の促進

### (1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

イ 山地崩壊危険区域のある地区

ウ 家屋密集等消防活動困難地区

エ 地盤振動・液状化危険のある地区

オ 津波危険のある地区

カ 工事等の隣接地区

キ 高齢化の進んでいる過疎地区

ク その他危険区域

### (2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図るため、大島支庁・名瀬測候所と連携を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

オ 先進的な防災活動を行っている事例を推挙し、自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

## 3 自主防災組織の活動の推進

### (1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

## (2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

### ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練，消化訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

### イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達，確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

## 第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

## 第3 事業所の自主防災体制の強化

### 1 工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

#### (1) 自衛消防隊等の設置の目的

旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等を設置する。

#### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ 石油類，高圧ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取扱う製造所，貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で，自衛消防隊等を設置し，防災防止にあたるのが効果的で

ある施設

エ 雑居ビルのように同一敷地内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

### (3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

## 2 自衛消防隊等の活動推進

### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び整備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導・救出救護

## 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として喜界町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、喜界町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、喜界町地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第5節 防災ボランティアの育成

地震災害時においては、個人のほか、専門的なボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害

応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

## 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

### 1 町及び関係機関等における連携体制の整備

町及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

## 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

### 1 町における環境整備

#### (1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速(安全の確保を最優先としつつも迅速)に行われるよう必要な知識を普及する。

#### (2) ボランティアの登録、把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、喜界町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

#### (3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は喜界町災害救援ボランティアセンターとする。

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

#### (4) 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

### 2 ボランティアとの連携等

町及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

### 3 ボランティアの受入れ、支援体制

#### (1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

喜界町社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

喜界町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

#### 4 ボランティアの受付、登録、派遣

町への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、保健福祉課が総合窓口となり受付を行い、喜界町災害救援ボランティアセンターに引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

### ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当課
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信、情報連絡	アマチュア無線従事者	総務課
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	喜界町社会福祉協議会	保健福祉課 総務課
医 療	人命救助、看護、メンタ ルヘルス等のボランテ ィアの調整	大島郡医師会 大島郡歯科医師会 日本赤十字社	保健福祉課
介 護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランテ ィアへの介護指導等	喜界町社会福祉協議会	保健福祉課
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報 提供	ボランティア通訳	総務課
(2) 一般分野のボランティア			
生 活 支 援 等	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	喜界町社会福祉協議会	住民課 保健福祉課
	清掃		住民課
	被服寝具その他生活必 需品の配給等		住民課

## 第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

## 第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、県、町及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

### 第1 地域における要配慮者対策

#### 1 要配慮者の実態把握

要配慮者について、「喜界町地域見守りネットワーク支援制度」や社会福祉協議会の「暮らし安心・地域支え合い推進事業」等に基づき自主防災組織や自治会ごとに把握しておくものとする。

なお、把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

#### 2 避難行動要支援者対策

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、喜界町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

## (2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、喜界町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として喜界町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

## 3 支援体制の整備

### (1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、「喜界町地域見守りネットワーク支援制度」に基づいた緊急連絡体制の充実・強化に努める。

### (2) 支援体制の整備

ア 「喜界町地域見守りネットワーク支援制度」に基づき、一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

## 4 防災設備・物資・資機材等の整備

### (1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備等の設置等を検討する。

### (2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

## 5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

## 6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、港、バス停等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

## 7 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について、危険箇所等を記載している防災マップの配布など十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

## 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

### 1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資器材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### 2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### 3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、地震災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。



また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

#### 4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、地震災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

#### 5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

# 第3部 震災応急対策計画

## 第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

### 第1節 応急活動体制

本町において、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

### 第1 応急活動体制の確立

#### 1 災害状況等に応じた活動体制の確立

町の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、町及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、喜界町災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は喜界町災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、町が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

#### (1) 災害対策本部設置前の初動体制

##### ア 情報連絡体制の確立

町内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する。

##### イ 災害警戒本部の設置

(ア) 町内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課の職員をもって充てる。

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災

害警戒本部を廃止する。

## (2) 町災害対策本部の設置 (図 1)

ア 町災害対策本部の設置又は廃止

### (7) 町災害対策本部の設置 (災害対策基本法第 23 条の 2)

町長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

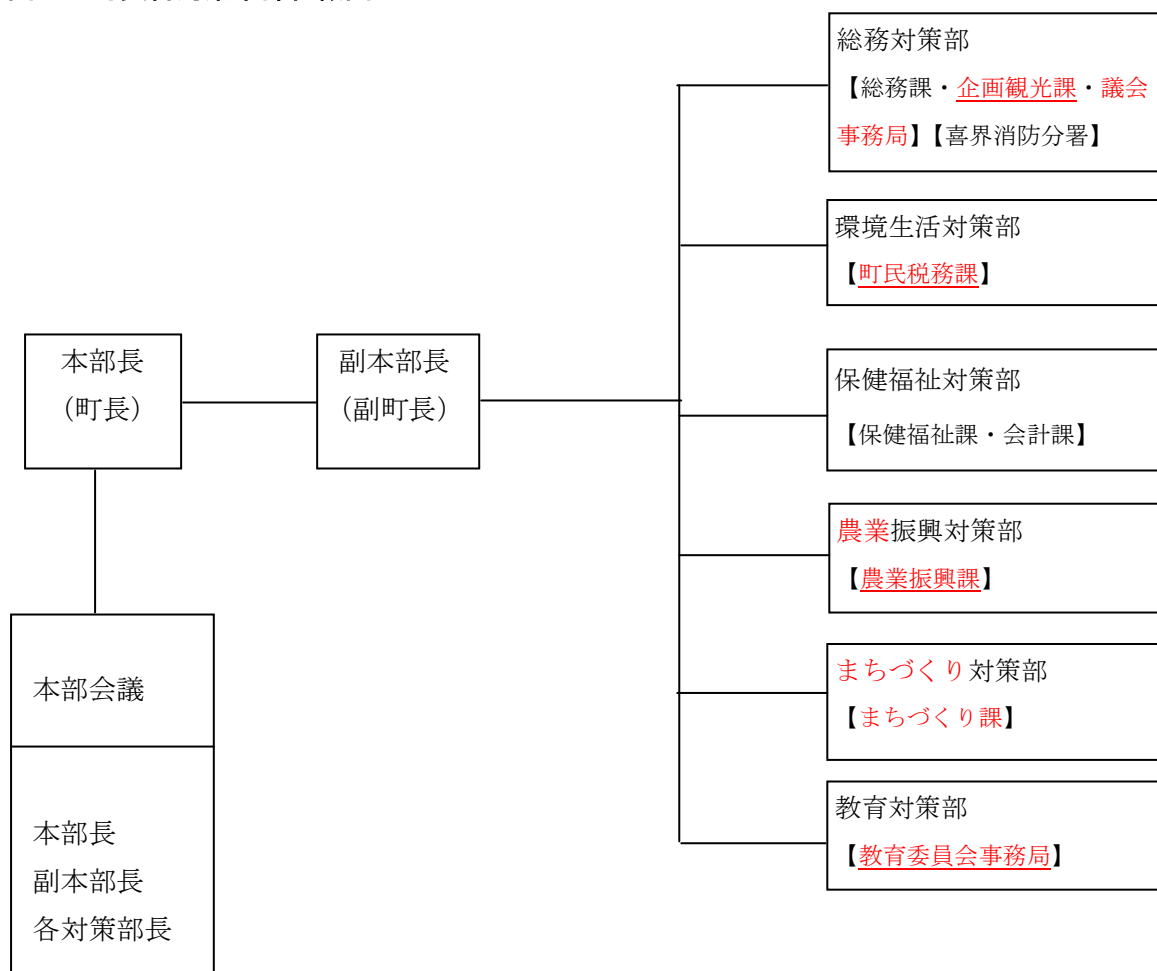
- ① 町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき、又は震度 5 強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法 (昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号) を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

### (4) 町災害対策本部の廃止

本部長は、町の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町災害対策本部を廃止する。

(ウ) 町長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

図 1 町災害対策本部組織図



## 2 町災害対策本部の組織

### (1) 本部の組織

#### ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合は、副町長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で町長に替わる意思決定を行う。

(イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

#### (表1)

#### イ 本部の設置場所

本部は、原則として町災害対策本部（庁舎2階総務課）に設置する。なお、津波による本部の被災が予想される場合には、本部を安全な場所へ移動させる。

#### ウ 本部会議

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 震災応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、県、町、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、県、他市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

表1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	班名	課名	所掌事務
総務対策部 (総務課長)	本部連絡班	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議に関すること。</li> <li>3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>4 自衛隊等の出動要請に関すること。</li> <li>5 災害調書の作成及び県への報告に関すること。</li> <li>6 無線通信の運用及び保守に関すること。</li> <li>7 罹災証明及び住家等の被害調査に関すること。</li> <li>8 本部長が特に命じたこと。</li> <li>9 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>10 災害視察者に関すること。</li> <li>11 本部長及び副本部長の災害地視察に関すること。</li> <li>12 各集落区長との連携に関すること。</li> <li>13 他の班・部の応援に関すること。</li> </ol>
	人事財政班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部総括に関すること。</li> <li>2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。</li> <li>3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。</li> <li>4 災害時の総合相談窓口の設置に関すること。</li> <li>5 職員の災害補償に関すること。</li> <li>6 職員の健康管理に関すること。</li> <li>7 災害対策に必要な経費の予算管理に関すること。</li> </ol>
	財産管理班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する町有財産の災害調査に関すること。</li> <li>2 本部の応急設営に関すること。</li> <li>3 災害時における所管する施設機材及の利用に関すること。</li> <li>4 所管する電気施設の保守及び非常用発電に関すること。</li> <li>5 災害時の所管する車両の管理に関すること。</li> <li>6 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。</li> <li>7 庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること。</li> </ol>
	広報班	企画観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関すること。</li> <li>2 災害写真に関すること。</li> <li>3 広報誌の発行に関すること。</li> </ol>
	企画班	企画観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光関係の被害の調査及び報告に関すること。</li> <li>2 商工関係の被害の調査及び報告に関すること。</li> <li>3 他の班・部の応援に関すること。</li> </ol>
	消防班	喜界消防分署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の消防及び水防に関すること。</li> <li>2 消防団に関すること。</li> <li>3 救助・救急に関すること。</li> <li>4 危険物等に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。</li> </ol>
	環境生活対策部 (町民税務課長)	環境対策班	町民衛生G
税務班		税務地籍G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による町税の減免に関すること。</li> <li>2 住家等の被害調査に関すること。</li> <li>3 他の班・部の応援に関すること。</li> </ol>

保健福祉対策部 (保健福祉課長)	保健福祉班	保 險 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉対策部総括に関する事。</li> <li>2 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。</li> <li>3 日本赤十字社との連絡に関する事。</li> <li>4 炊き出し、食糧の供給に関する事。</li> <li>5 管理施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>6 関連する施設との連絡及び対策に関する事。</li> <li>7 災害時要配慮の援護に関する事。</li> <li>8 保健対策に関する事。</li> <li>9 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	高齢者福祉班	福 祉 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。</li> <li>2 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。</li> <li>3 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。</li> </ol>
	医 務 班	包 括 保 健 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救護事務に関する事。</li> <li>2 医薬品及び医療用資機材の調達に関する事。</li> <li>3 感染症予防に関する事。</li> <li>4 医師会・保健所・医療機関との連絡に関する事。</li> <li>5 避難者の健康管理に関する事。</li> </ol>
	会 計 班	会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害義援金品の保管に関する事。</li> <li>2 災害時の緊急支払いに関する事。</li> <li>3 災害時の出納計画に関する事。</li> </ol>
農業振興対策部 (農業振興課長)	林務耕地班 農 政 班	農 林 耕 地 T 農 政 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業振興対策部総括に関する事。</li> <li>2 農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事。</li> <li>4 農林道関係災害予防及び応急措置に関する事。</li> <li>5 畜産物に関する事。</li> <li>6 林野火災に関する事。</li> <li>7 部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>8 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
まちづくり対策部 (まちづくり課長)	建設総務班	工 務 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり対策部総括に関する事。</li> <li>2 水産関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>6 他の班・部の応援に関する事。</li> <li>7 空港の被害の調査に関する事。</li> </ol>
	土 木 班	工 務 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木関係災害予防及び応急措置に関する事。</li> <li>2 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。</li> <li>3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。</li> <li>4 緊急輸送道路の確保に関する事。</li> <li>5 水防法に基づく諸対策に関する事。</li> <li>6 水位・流量その他の情報の関する事。</li> <li>7 津波及び高潮対策に関する事。</li> </ol>
	建築住宅班	庶務管理 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町営住宅の被害調査及び対策に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>3 災害住宅資金の融資に関する事。</li> <li>4 被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>5 町営住宅使用料の減免に関する事。</li> <li>6 町営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事。</li> <li>7 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>

	下水道班	工務 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の災害予防及び応急工事に関する事。</li> <li>2 下水道施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
	水道班	工務 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の応急給水に関する事。</li> <li>2 水道施設の災害予防及び応急工事に関する事。</li> <li>3 水道施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
教育対策部 (教育長)	総務班	学校教育 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育対策部総括に関する事。</li> <li>2 大島教育事務所及び学校との連絡に関する事。</li> <li>3 管理施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 避難所の開設の協力に関する事。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>6 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
	学校教育班	学校教育 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。</li> <li>2 授業に係る措置に関する事。</li> <li>3 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
	生涯学習班	生涯学習 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>2 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>
	文化財班	生涯学習 T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害の調査及び報告に関する事。</li> <li>2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 他の班・部の応援に関する事。</li> </ol>

### 3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。また、職員は日頃から参集・配備における基準を理解するとともに、緊急時の参集が迅速に対応できるよう努める。

#### (1) 職員の配備

町長は、表4の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

表4 地震時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1)町内に震度4の地震が発生したとき  (2)町内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課 ..... 2名以上  (2) 別記1に掲げる課 ・所属長が必要と認める人数  (3) 総務課長が必要と認める課 ・総務課長が必要と認める人数	小規模地震や津波注意報発表時における注意喚起を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	(1)町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき  (2)町内に津波警報が発表されたとき	(1) 総務課 ..... 5名以上  (2) 別記1に掲げる課 ..... 1名以上  (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 (1)町内に津波警報が発表されたとき (2) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき	(1) 総務課 ..... 全職員  (2) 別記1に掲げる課 ..... 2名以上  (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 (1) 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 町内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課 ..... 全職員  (2) 別記1に掲げる課 ..... 3名以上  (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	
	第3配備 (1)町内に震度6強以上の地震が発生したとき (2)町内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

別記1 企画観光課・町民税務課・保健福祉課・農業振興課・まちづくり課・教育委員会事務局



## (2) 動員の伝達方法

### (7) 総務課職員の動員配備

地震の発生とともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の速報情報をもとに、総務課職員は参集する。

### (4) 各部職員の動員配備

総務課長は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各主管課長は、各部の職員を動員する。

## (3) 自主参集

### (7) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときはまずは身の安全の確保を第一に行い、**表4**の参集・配備基準に照らして招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

### (4) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、**表4**の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

なお、交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

## 第2節 情報伝達体制

地震・津波災害の発生に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

### 第1 通信連絡手段の確保・運用

#### 1 情報管理体制の確立

地震・津波災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、被害の拡大を防ぎ被災者の救援に全力を挙げて対応するため、各防災関係機関と連携を密にし、平時から多種多様な通信・広報（機器等）の整備を図る。

#### (1) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局，MCA用無線機，衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており，町，県等は，九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は，委託した民間会社を通じて，速やかに町，県等に無償で貸与する。

## 2 通信連絡系統

地震時の通信連絡系統としては，喜界町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか，NTT一般加入電話（災害時優先電話，緊急・非常電話を含む），携帯電話を効果的に運用できるよう，関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し，防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

### (1) 非常通話の活用

災害時において加入電話が輻輳し，通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは，非常電話，非常電報を利用することができる。

#### 《 非常通話の手順 》

- (ア) 事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。
- (イ) 緊急通信の場合は「102番」をダイヤルする。
- (ウ) オペレーターに「非常通話」と告げ，その理由を申し出る。
- (エ) 町の登録電話番号と機関名，氏名を告げる。

### (2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は，平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては，「非常」をもって呼び出し，関係機関に通報するものとする。

非常通話として取り扱われる通話の内容は，以下のとおりである。

#### ア 非常通話

風災害時において，公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については，非常又は緊急通話として取扱い，他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は，特別な事情がある場合を除き，あらかじめNTTの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお，災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として，NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また，県は，災害時に電話による通信が困難な場合，NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

#### イ 電報による通信

災害の予防，対策等緊急を要する電報の発信に当たっては，頼信紙の余白に「非常」と朱書きし，非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

### (3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合，次により臨機に措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合，孤立防止対策用衛星電話の利用に加え，ポータブル衛星設備等の運用により，特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

### 3 無線通信体制の確立

災害時の無線通信連絡体制として、整備済みの町防災行政無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

#### (1) 防災行政無線システム等の運用

地震・津波災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、防災行政無線を主体とする無線通信システムを利用し、住民への情報伝達を図る。また、防災行政無線の同報系無線については、災害時における集落や住民への防災情報伝達のほか、電話回線等が復旧するまでの間の各避難所や主要施設等との連絡手段としても活用することができることから、双方向通信が可能となるデジタル化を図る。県との通信にあたっては、県の防災行政無線を効率的に運用する。

#### (2) 災害現場等に出動している職員との連絡は、町防災行政無線（車載及び可搬型、可搬型携帯型）及び衛星携帯電話により行う。

### 4 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて住民に提供できるよう、事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう、県へ要請する。

### 5 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

#### (1) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

#### (2) 一斉同報メール・緊急速報（エリアメール等）の活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し、住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉配信できるメールを活用する。

#### (3) インターネット（HP・ツイッター）の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり、細かな情報を配信できるインターネット（HP・ツイッター）による情報提供を行う。

#### (4) 衛星携帯電話の活用

N T T一般加入電話（災害時優先電話，各種携帯電話等を含む）回線が不通になり，交通が途絶した場合には衛星携帯電話により情報伝達を行う。また，孤立化した集落への通信手段の確保として各避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

### 6 有線通信途絶の場合の措置

地震・津波災害の程度によっては，自己が保有する無線通信手段自体が故障したり，通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって，各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき，通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど，あらゆる手段をつくして連絡に努め，災害情報の通報，被害報告の確保を図る。

災害救助法第 28 条では，救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長は，非常災害が発生し，現に応急的な救助を行う必要がある場合には，その業務に関し緊急を要する通信のため，電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し，又は有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 4 号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

### 7 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき，利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は，以下のとおりである。

- ア 鹿児島県無線通信系統
- イ 九州電力株式会社無線通信系統

## 第 3 節 災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準，適用手続について示し，これに基づいて県，町は災害救助法を運用する。

### 第 1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は，法定受託事務として知事が行い，町長はこれを補助する。

知事は，救助を迅速に行うため必要があると認めるときは，その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる（災害救助法第 30 条及び 2 項）。

### 第 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は，次に掲げる程度の災害が発生した本町の区域内において，被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 町の区域内の住家のうち，滅失した世帯の数が，60 戸以上であること。

- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30戸以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

### **第3 被災世帯の算定**

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

## 第4 災害救助法の手続き

### 1 災害救助法の手続き

災害に対し、町における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町の窓口を環境生活対策部とし、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係      N T T回線：099-286-2824

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

### 2 知事への請求及び記録

(1) 町における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》	
簿冊の種類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号)」に準じる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書	救助に関する業務の完了後60日以内
イ 救助業務に要した経費算出内訳	
ウ 決定報告による被害状況調	
エ 災害救助費繰替支弁状況調	
オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	

《 費用の交付を受ける場合の書類 》

災害救助費繰替支弁金概算請求書
災害救助費繰替支弁金精算請求書

### 3 救助の実施（災害救助法第20条）

#### 《 災害救助法の適用手続き 》

救助の種類	担当課
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア まちづくり課
イ 炊き出し, その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 保健福祉課・まちづくり課
ウ 被服, 寝具, その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 町民税務課・保健福祉課
エ 医療及び助産	エ 保健福祉課
オ 災害にかかった者の救出	オ 喜界消防分署
カ 災害にかかった住宅の応急修理	カ まちづくり課
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 町民税務課
ク 学用品の給与	ク 教育委員会事務局
ケ 遺体の収容	ケ 町民税務課
コ 遺体の埋火葬	コ 町民税務課
サ 行方不明者の捜索	サ 総務課・喜界消防分署
シ 住居又はその周辺の土石, 竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	シ まちづくり課・農業振興課

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項				
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫賃 ・消火器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害の発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり300円以内(加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費(別途計上) ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認 (非常通信方法の教示)				
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	船舶、その他救出のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法				
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,010円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であらばよい。 ・被災地から縁故先(親戚地)等一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	人員の把握 炊出し場所の設置及び奉仕員、協力者の確保、必要物品の調達方法、食事の配布の方法				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上	飲料水の必要量及び輸送方法				
障害物の除去	1 自力で除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	・除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1世帯当たり137,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被害者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季節別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内 (単位:円)	・被害世帯区分の確認〔全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水〕 ・物資区分計画表の作成(購入品目の検算) ・物資の調達方法 (特に現地調達可能な量の検算) ・物資の配布の方法〔賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする。(災害救助法に基づく救援物資とその他赤救援物資等)〕				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	
		全壊 全焼 焼失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
			冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300



救助の実施程度、方法及び期間一覧表（つづき）

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1ヶ月以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ・1世帯当たり520,000円 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班（原則とする） 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者 ・協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	応急的処置であること。 原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品をき損した失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学生も含む。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校児童1人当たり4,400円 高等学校等生徒1人当たり4,800円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保につとめる。 ・教材については県、市町村教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡している者 推定される者	捜索のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1体当たり3,300円以内 ・一時保存 既存建物通常の実費 既存建物以外1体当たり5,000円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円 ・小人（12歳未満） 159,200円	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のため埋葬を行うことが困難

## 第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、**大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村**と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

### 第1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ア | 被災地外の県内市町村      |
| イ | 県及び関係機関         |
| ウ | その他の公共的団体等      |
| エ | 協定のある関係機関       |
| オ | 消防庁（緊急消防援助隊等）   |
| カ | 県消防班応援（鹿児島市消防局） |
| キ | その他、民間団体、企業等    |

### 第2 応援要請

#### 1 県市町村間等の相互応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

##### (1) 隣接市町村の職員等

町長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

##### (2) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

町は災害が発生し、被災町のみでは十分な災害応急対策を実施する事ができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法のに基づき、迅速に応援を要請する。

ア 町は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災町を応援することを求める。

##### (3) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

##### (4) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣

要請を行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種別及び人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣された職員の給与，その他の勤務条件
- オ その他職員等の派遣について必要な事項

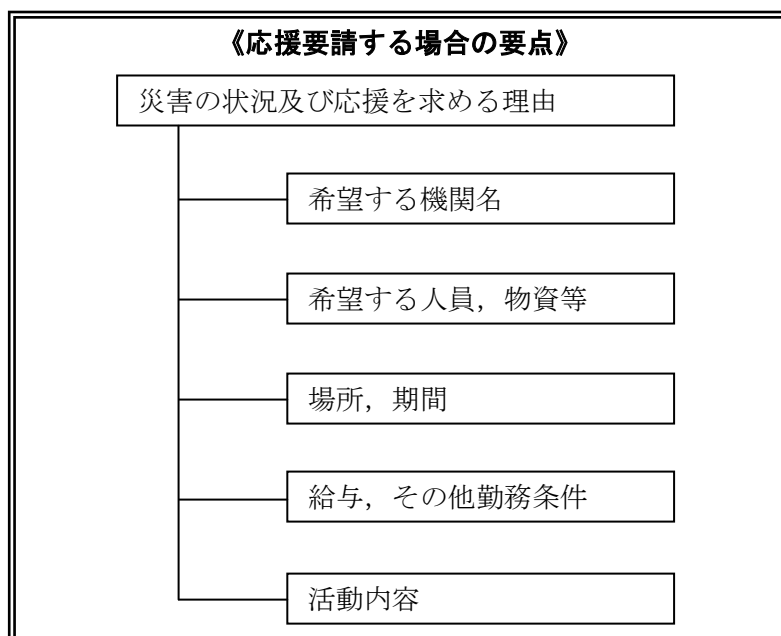
(5) 県知事への職員派遣斡旋要請

町長は，県知事に対し，指定行政機関，指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について（4）の事項を明示して斡旋を求める。

(6) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

町長は，必要に応じ県知事に対し，鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき，災害による被害を防止するため応援を求める。

(7) 県他市町村への応援要請



## 2 応援の受入体制の確立

町，県及び防災関係機関は，災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，受援先の指定，受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村，県，関係機関等に応援の要請を行う場合は，応援活動の拠点となる施設の提供，応援に係る宿泊場所の斡旋等，応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合，以下の点について留意し，必要があれば協議する。

- ア 受入れルート
- イ 応援隊の集結場所，活動拠点，宿泊，給食等

### 3 活動の内容

#### (1) 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食糧，飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のために必要な事項

#### (2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより，応援要請が予測される災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，迅速・的確にその状況を把握し，他市町村，県，関係機関等に通報するほか，必要な情報交換を行う。

#### (3) 受入れ体制の確保

##### ア 連絡窓口の明確化

町長は，他市町村，県，関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連絡窓口とし，必要な調整を行うものとする。

##### イ 受入れ施設の整備

町長は，他市町村，県，関係機関等からの人的，物的応援を速やかに受け入れるため，応援活動の拠点となる施設の提供，応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等，応援の受入れ体制の整備に努める。

また，防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

### 4 九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設で大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，町長は，必要に応じて，九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援，災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

大地震が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

### 第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

#### 1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して，次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し，知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請を

した結果、派遣される場合

- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

## **2 災害派遣要請の手続**

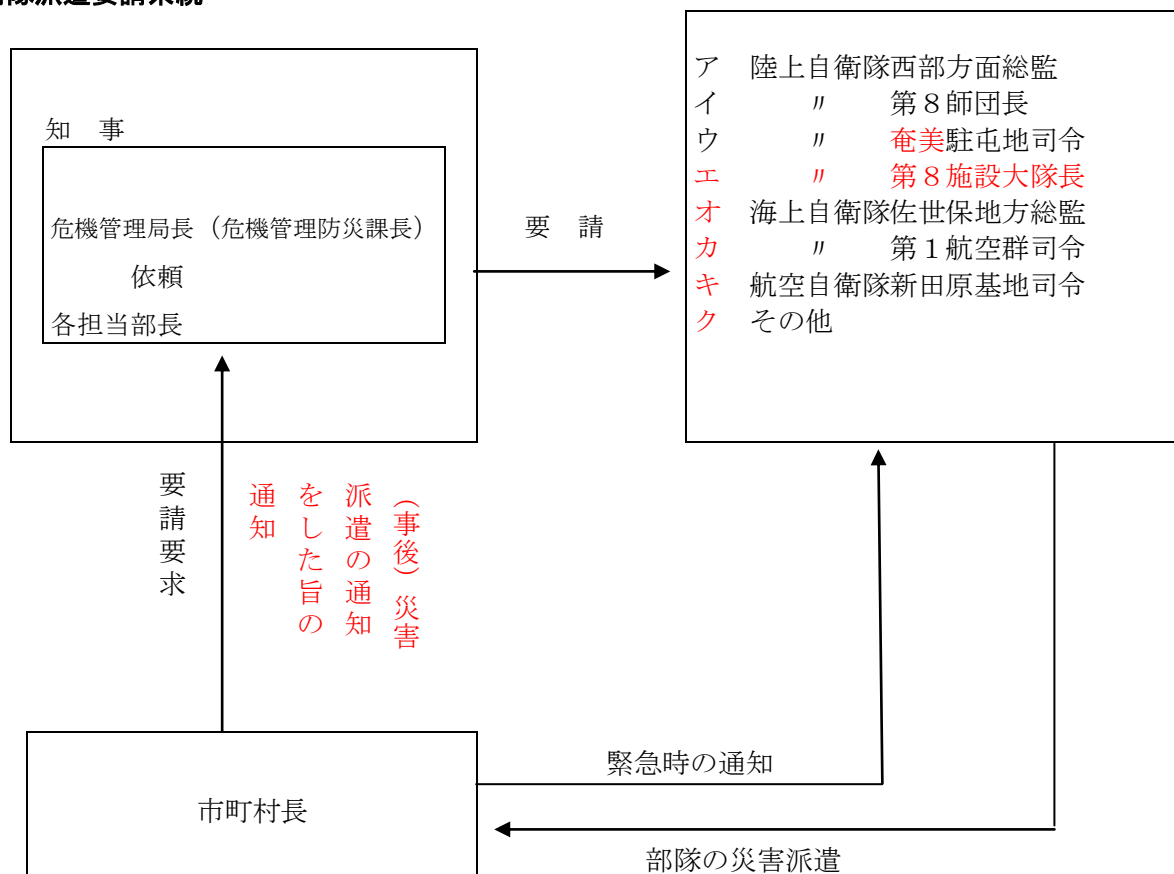
- (1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

- (2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

## 自衛隊派遣要請系統



### 3 知事への災害派遣要請の要求

#### (1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

#### (2) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

#### (3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

## 第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

### 1 派遣部隊の受入体制

(1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意する

こと。(地積, 出入りの便を考慮)

- (2) 町は, 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう, 重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては, 県及び町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。
- (5) 自衛隊と災害対策本部との連絡を密に行えるよう連絡体制及び手段を確保する。

## 2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械, 器具類は特殊なものを除き出来得る限り町において準備し, 不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料, 消耗品類はすべて県及び町において準備し, 不足するものは派遣部隊が携行する材料, 消耗品類を使用するものとする。ただし, 派遣部隊携行の使用材料, 消耗品類のすべてを県及び町に譲渡するものではなく, 災害時の程度その他の事情に応じて県及び町は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については, 以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため, 出来得る限り事前に受入側の準備する材料, 品目, 数量, 集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

## 3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は, 原則として派遣を受けた町が負担するものとし, 2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費, 借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地, 建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱, 水道, 電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は, 自衛隊と町が協議する。

## 4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し, ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので, 発着予定地とし, 陸上自衛隊奄美駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

臨時 ヘリポート等	喜界町防災食育センター オープンスペース
--------------	----------------------

## 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 第1 作業員等の確保対策

#### 1 作業員等の確保

##### (1) 作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じた適切な手段を採用する。

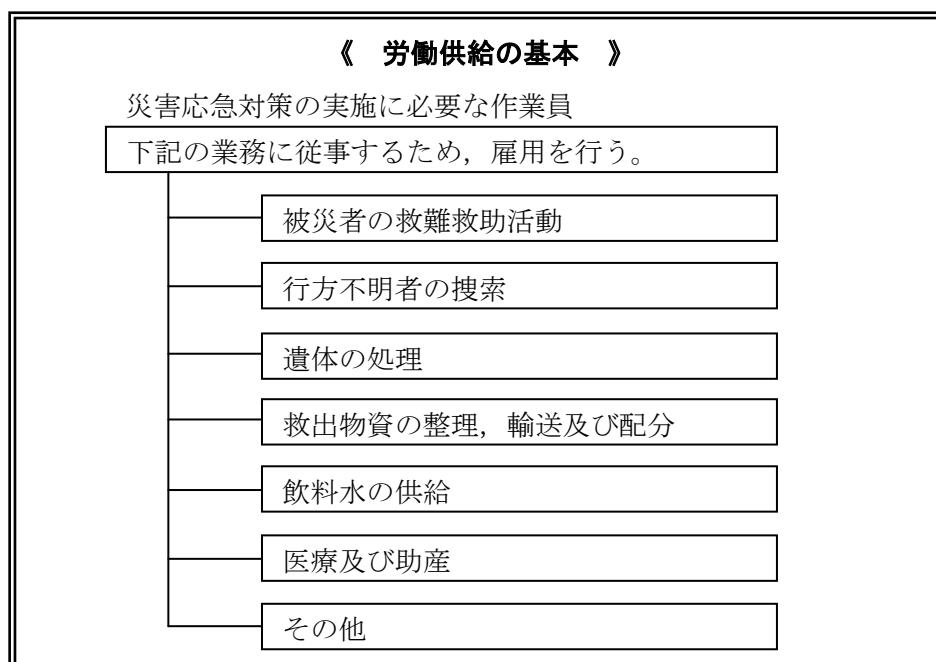
- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ 名瀬公共職業安定所による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

##### (2) 要員確保

町長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は総務課を窓口とし、名瀬公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各課は、作業員の確保が必要な場合は、総務対策部へ依頼する。

##### (3) 必要な作業種別



#### 2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

##### (1) 派遣を要請する理由



- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

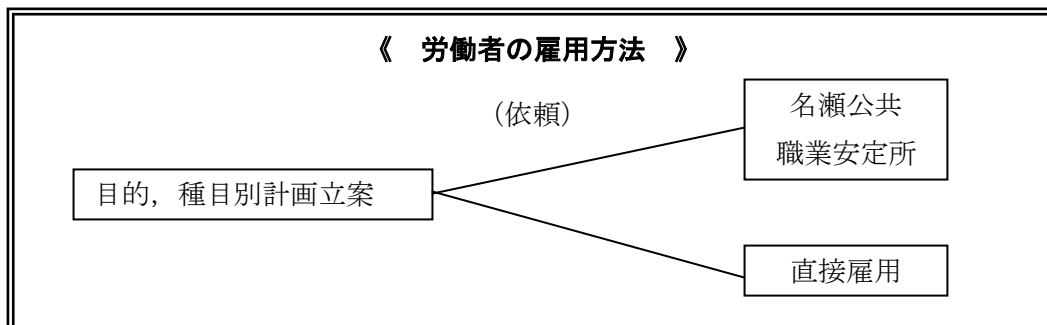
## 第2 公共職業安定所への作業員供給要請

### 1 作業員供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、名瀬公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》		
ア 必要作業員数	イ 男女別内訳	ウ 作業の内容
エ 作業実施機関	オ 賃金の額	カ 労働時間
キ 作業場所の所在	ク 残業の有無	ケ 作業員の輸送方針
コ その他必要な事項		

- (3) 雇用方法



- (4) 賃金

町が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

## 第3 従事命令等による労働力の確保

### 1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者, 水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	災害救助法第 8 条	知事
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第 71 条	知事
(除: 災害救助法救助)	協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事

災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 第 1 項	町長
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 第 2 項 警察官職務執行法第 4 条	警察官, 海上保安官 警察官

## 2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助, 災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策 基本法による知事の従事命 令)	① 医師, 歯科医師又は薬剤師 ② 保健師, 助産婦又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工, 左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 ⑥ 鉄道事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運送業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送業者及びその従事者
災害救助, 災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般(災害対策 基本法による町長, 警察 官, 海上保安官の従事命令)	町域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般(警察官職 務執行法による警察官の従 事命令)	その場に居合わせた者, その事物の管理者その他関係者

## 3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し, 災害救助法が適用された場合の救助に関するものは, 災害救助法に基づく従事命令等を発令し, 災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは, 災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお, 災害救助法に基づく従事命令等の発令はくらし保健福祉部社会福祉課が担当し, 災害対策基本法に基づくものは危機管理防災局危機管理課が担当する。

- (2) 知事(知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。)の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお, その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には, 令書の交付は必要としない。

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

### 第1 ボランティアの受入れ、支援体制

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 ボランティア支援体制の確立

喜界町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、ボランティアは活動作業における事故防止に留意するとともに、がけ崩れ箇所や家屋の倒壊等のおそれがある危険箇所へは侵入してはいけない。

### 第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、保健福祉課及び喜界町社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害対策本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、保健福祉課が総合窓口となり町に引き継ぎ、登録等を行う。

## 第8節 災害警備体制

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

#### 1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

#### 2 町の自衛警備活動

町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、奄美警察署喜界幹部派出所長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

## 第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

### 第1節 緊急地震速報（最大震度が5弱以上が予測された場合）、各種地震に関する情報、津波警報・注意報、津波予報、各種津波に関する情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、緊急地震速報、各種地震に関する情報、津波警報・注意報、津波予報、各種津波に関する情報等は基本的な情報である。このため、県、町及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

##### 1 地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台・名瀬測候所は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

表 緊急地震速報（警報）の発表基準等

地震警報の種類	発表基準と発表地域	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推測された地域	地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を報告して発表する

（注）気象庁が発表する緊急地震速報（警報）については、J-Alert（全国瞬時警報システム）で入手し、防災行政無線による自動的な一斉通報で住民へ周知する。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 国内や国外への津波の影響についても記述して発表

(3) 地震警報

地震警報の種類	発表基準と発表地域	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推測された地域	地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する

（注）気象庁が発表する緊急地震速報（警報）については、J-ALERT（全国瞬時警報システム）で入手し、防災行政無線による自動的な一斉同報で住民へ周知する。

## 2 津波に関する情報の発表

### (1) 津波情報の種類とその内容

#### ア 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

#### 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報等を含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

#### イ 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分(一部の地震については最速2分以内<sup>\*</sup>)を目標に津波警報(大津波、津波)または津波注意報を発表する。

#### 津波警報・注意報の種類

種類		発表基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

<sup>\*</sup>平成25年3月7日から津波警報が変わりました。

<sup>\*</sup>1. これまで8段階で発表していた予想される津波の高さを5段階で発表します。

<sup>\*</sup>2. 津波の予想される高さの区分の高い方の値を、予想される津波の高さとして発表します。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる震源

- (注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報等に含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### ウ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

#### 津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到着予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到着予想時刻や予想される津波の高さを発表  ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波の到着予	主な地点の満潮時刻・津波の到着予想時刻を発表

	想時刻に関する情報	
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表

※平成 25 年 3 月 7 日より、津波情報種類に沖合の津波観測に関する情報が追加されました。

	情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ 1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※ 2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

## 第 2 地震・津波に関する情報の伝達

### （1）地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

### （2）住民への広報

大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

### （3）震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

### （4）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

## 第 3 津波への警戒、避難の勧告・指示

### 町の対応

防災行政無線等を用い、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる残留者（作業従事者や海水浴者等）に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

## 第 4 津波の監視警戒

地震を感じた場合、津波警報・注意報・予報等を的確に把握するとともに、速やかに海岸や河



川敷から高い所へ移動し、身の安全を確保する。津波注意報の発表中においても、危険であるため海岸付近に近づかない。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合は、以下の対応をとる。

#### (1) 海面監視・警戒

大津波警報・津波警報・注意報・津波予報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために職員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。また、避難施設や監視施設まで距離のある海岸線に監視カメラ等の設置を検討する。

ア 近海で地震が発生した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき

ウ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

エ 遠地地震における津波については、テレビやラジオ等から情報を入手し、津波注意報・津波警報・大津波警報の発表に留意する。

#### (2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHK等報道機関の放送を聴取する。

## 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

町災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

### 第1 災害情報の収集

#### 1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基つき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益

を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

#### (1) 初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

#### (2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

##### 《 災害情報の把握内容 》

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、**行方不明者の数を含む。**）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行・道路の状況
- シ 災害の状況及社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

## 2 災害情報等の集約、報告及び共有化

### (1) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、**整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難勧告等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できる**よう各対策部における総括班で集約し、総務対策部へ報告する。なお、総務対策部への災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

### (2) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

## 第2 被害情報の収集

### 1 被害情報の収集計画

#### (1) 被害調査班

被害調査班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

#### (2) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設、文教施設、その他の公共施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。各班において集約した被害状況を総務対策部本部連絡班に報告する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

### 2 被害状況の調査要領

#### (1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》	
ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時、場所又は地域
ウ	被害の状況
エ	とられている対策
オ	今後の見込み及び必要とする救助の種類

#### (2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

#### (3) 被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

## 第3 被害情報の報告

### 1 被害情報の報告要領

#### (1) 県への報告要領

##### ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

##### イ 報告要領（震度4以上を記録した場合、県へ被害概況を報告）

なお、町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災町の情報収集のために被災地へ赴く場合にどのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、あらかじめ県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

種類	提出期限	適用
(1) 第1報	登庁直後 地震発生直後	第1報（参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	地震発生後30分以内、遅くとも1時間以内	この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告等、救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。
(3) 人命危険情報 集約結果（全体概要）報告	地震発生後1時間以内。 遅くとも2時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4) 災害速報	覚知後30分後可能な限り早く	報告（通報）すべき災害等を覚知したとき、原則として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

## 2 地震被害情報の収集

### (1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ 人命救助に係る情報
- ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

### (2) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

町、県及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

### (3) 災害情報等の報告系統

ア 町長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 町及び関係機関は、知事が行う町域の災害情報等の収集作業に協力する。

知事は、そこで得た情報を基に町内の防災関係機関に関係情報を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。

また、県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

回線別		区分	平日（９：３０～１８：１５）	左記以外
			※応急対策室	※宿直室
N T T回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		8-90-49013	8-90-49102
	F A X		8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	F A X		80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

### 第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるように、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、町、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

#### 第1 町・県による広報

##### 1 広報内容

地震時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

##### (1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の勧告

広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

##### (2) 地震発生直後の広報

県（危機管理課）及び町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ア 出火防止，初期消火の喚起・指示
  - イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人名の救出活動の喚起・指示
  - ウ 隣近所等の災害弱者の安否確認の喚起・指示
  - エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示
- (3) 地震発生後，事態が落ちついた段階での広報
- 町の**広報担当者**は，各種広報媒体を活用し，以下の内容の広報を実施する。
- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
  - イ 地区別の避難所
  - ウ 混乱防止の呼びかけ
- 不確実な情報（デマや流言）にまどわされない，テレビ，ラジオ，町のホームページ，**県防災 web**，**Lアラート**，緊急速報（エリアメール等）から情報入手するなど。
- エ 安否情報
- 安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版などを活用する」よう広報する。
- オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
- (4) 広報及び情報等の収集要領等
- ア 被害状況，対策状況等の全般的な情報は，総務対策部**本部連絡班**において収集する。
  - イ **総務対策部本部連絡班は，広報班へ必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また，取材を行う場合は，本部連絡班から各対策部へ連絡する。**
  - ウ **災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり，広報班だけで対応できない場合は，総務対策部本部連絡班より各対策部へ取材等の協力要請を行い，各対策部では出来る範囲で取材を行う。**

## 2 広報手段

### (1) 町による広報手段

町による広報は，町が保有する防災行政無線，サイレン吹鳴装置（無線），インターネット（**町ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災 web**），緊急速報（エリアメール等），広報車，町職員・消防団・自主防災組織・集落区長等による口頭などの各伝達手段による。

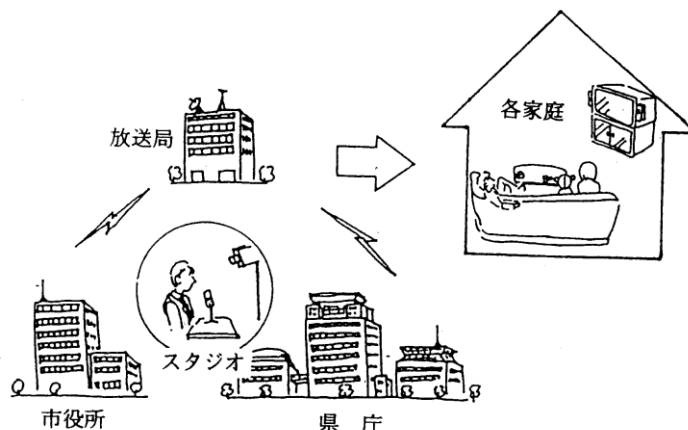
また，「避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，本節第3「1 放送機関に対する広報の要請」に示す，放送機関への情報の提供を行い，住民への周知に努める。

### (2) 県による広報手段

県による広報は，報道機関を通じるほか，各種広報媒体を活用し，広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また，大災害時等緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は，緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

## 放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



## 第2 関係機関等による広報

### 1 放送機関による広報

地震災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動を実施する体制を強化する。

### 2 その他の防災関係機関による広報

#### (1) 九州電力株式会社奄美営業所

地震災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

#### (2) NTT西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

#### (3) ガス会社

地震災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による住民への周知に努める。

#### (4) バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により町民への周知に努める。

## 第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

### 1 放送機関に対する広報の要請

#### (1) 放送要請の要領

県（危機管理防災課）は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関しては

放送機関に広報を依頼する。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が町長からの要請を受けて行う。この時町は県に放送を要請するとともに、報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって、県は、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、県との連絡が不可能な場合は、町長が放送機関に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、地震災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオなどを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 地震時に火災や津波等に関する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の勧告・指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

(3) 地域放送機関への要請

町は、人心安定に関する情報、人命の安全確保等に関する情報及び防災情報に関する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関しては地域放送機関に広報を依頼する。

## 2 報道機関に対する発表

町の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、情報提供については原則としてインターネット（町のホームページ）上で行う。インターネットが利用できない場合、又は大規模災害が発生した場合は、必要に応じて適宜報道機関に以下の要領で発表する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として記者室、又は記者会見室とする。

イ 発表担当者は、総務対策部の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ **要配慮者**への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

1 (2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来状況〔伝達〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕



- オ 倒壊家屋件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
  - （例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
  - ・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
  - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
  - ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類，量，サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。等
- コ ボランティア活動の呼びかけ
- サ 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等）〔発表，要請〕
- ス 電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表，要請〕
- セ 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表，要請〕

#### **第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整**

##### **1 ライフライン関係機関への要請**

地震後，町の災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には，ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため，町は，住民等の通報内容をモニターし，必要があると認めたときは，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

##### **2 関係機関との調整**

町災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

#### **第4節 消防活動**

地震災害時は，都市地域を中心に火災が予想されるため，町・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を上げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を推進する。

##### **第1 町・県・住民による消防活動**

###### **1 町及び消防組合の消火活動**

消防機関は，大島地区消防組合が策定した消防計画に基づき，地震災害時の統制ある消防活動を行い，火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に

運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

また、大規模地震時の同時多発的火災に対し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

## 2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

## 3 住民の対策

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

## 第2 消防応援協定に基づく消防活動

### 1 緊急消防援助隊等の出動要請

大規模な地震による同時多発火災や大火に際し、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

### 2 県消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し、町の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し災害応急対策にあたる。

### 3 緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な地震火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請する。

## 第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

### 第1 町・県・事業所等による対策

#### 1 町及び消防組合の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防組合が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

## 2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告等を行うよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告等を広報する。

## 3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び町に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

### 第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する消防組合の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

## 第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行うことが予想される。

このため、町は、喜界町消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

## 第1 地震時の河川災害の防止対策

### 1 地震時の水防体制の確立

各河川管理者は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

### 2 地震による河川施設の被害状況等の把握

河川管理者は、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については、地震時の初動体制により、町等ため池管理者が対象施設の点検を行い被害状況等の把握に努める。

特に、大雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、計画的な整備に努め、適切な維持管理を行う。

また、万が一の地震や豪雨によって、ため池が決壊するおそれのある場合の備えとして、浸水想定区域や水深を事前に把握し、避難場所・経路の確認などを示したハザードマップを作成するなど、防災対策に努めるものとする。

#### ・ため池の緒元

ため池の名称	天端幅(m)	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(千 m3)
志戸桶ため池	3.5	5.5	230.0	13.0
西迫ため池	5.5	3.5	155.0	7.0
佐手久ため池	3.5	6.0	80.0	15.0
早町ため池	5.0	4.0	100.0	14.0
長嶺ため池	3.0	4.5	70.0	6.0
川根ため池	3.0	3.6	150.0	7.0
伊砂ため池	3.0	6.3	85.0	20.0
東常ため池	3.2	6.0	75.0	10.0
坂嶺4号ため池	3.1	5.5	110.0	14.0
坂嶺3号ため池	4.0	8.5	127.0	12.0
坂嶺ため池	3.0	4.5	108.0	14.0
坂嶺2号ため池	3.1	5.4	241.0	21.0
坂嶺1号ため池	3.2	5.6	85.0	13.0
嘉鈍ため池	3.5	5.8	120.0	18.0
上の当ため池	3.7	8.3	109.0	13.0
盛原ため池	4.0	5.7	220.0	33.0
新池3号ため池	3.0	3.9	62.0	8.0
伊八2号ため池	3.5	4.5	170.0	28.0
野口1号ため池	4.0	10.0	191.0	35.0

また、地震災害時の発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

### 3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

#### （1）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

#### （2）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第2 地震時の土砂災害の防止対策

### 1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

### 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

#### （1）町の対策

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### （2）県の対策

大島支庁喜界事務所建設係等は、所管施設の被害の把握に努める。

#### （3）関係機関等の対策

九州地方整備局、鹿児島森林管理署は、所管施設及び国有林野の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

### 3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

#### （1）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うよう県に要請する。

#### （2）警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

#### （3）専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、町の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係

機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は以下の場合、国土交通省から情報の提供を受けるものとする。

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ提供する。

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

(5) 気象庁及び県は、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

## 第7節 避難の勧告・指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

### 第1 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

奄美近海を震源とする海溝型地震の場合、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、町・消防組合等は、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

### 3 権限委譲順位

地震発生時に町長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

第3順位 総務課長補佐

## 第2 避難の勧告等の実施

### 1 避難指示（緊急）等の基準と区分

#### (1) 避難指示（緊急）等の区分

津波災害に関する避難勧告等は、次の段階に基づき、実施するものとする。

##### ア 避難勧告

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

##### イ 避難指示（緊急）

沿岸部において津波を伴うと想定される地震が発生したとき、火災の延焼が間近に迫り、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

##### ウ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 津波警報を避難指示（緊急）の発令の判断の目安とする。強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、又は津波警報を覚知した場合には、町長は直ちに避難対象地域に対して避難指示を発令する。

この場合、直ちに海岸から離れ、高台等の安全な場所に避難するよう、予め住民へ周知・徹底を図ることとする。

(2) 避難**勧告**等の基準

津波災害の発生に際して、町長が実施する避難指示等は、原則として避難勧告及び避難指示の2段階に分けて実施するものとする。

ア 津波

種別	避難勧告	避難指示
海岸沿いの区域	①津波警報が発表された場合	①大津波警報が発表された場合、また、総合的判断（遠地地震による津波が発生した場合）
上記以外の区域	総合的判断	総合的判断

※避難勧告等の対象となる海岸沿いの区域については、喜界町災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

## 2 町における避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定**緊急**避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県（危機管理課，大島支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 町は、避難措置の実施に関し、喜界町災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

- ① 避難措置に関する要援護者施設への連絡方法及び担当課
- ② 避難指示（**緊急**）等の伝達方法（特に、**要配慮者に配慮する。**）
- ③ 各地域の**指定緊急避難場所，指定避難所及び避難方法**
- ④ その他の避難措置上必要な事項

## 3 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者，来診者，施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立



病院・社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害が発生した場合を認定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

#### (2) 緊急連絡体制等を確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震・津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

### 4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

#### (1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

#### (2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、地震災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

### 5 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

#### (1) 在学時の町立学校の児童生徒の避難対策

##### ア 避難の指示等の徹底

(7) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生 の 時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ロ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 児童・生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告等の段階において安全を確認出

来た場合には児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ) 学校が町地域防災計画に定める**指定緊急避難場所**に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

教育長は、町地域防災計画**その他を考慮し**、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

## 6 車両等の乗客の避難措置

(1) 地震時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第3 避難の勧告等の伝達

### 1 町長による避難の勧告等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

町長は、予め定められた喜界町災害時避難勧告・判断等マニュアルにしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難勧告等は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報（エリアメール等）

カ **Lアラート（災害情報共有システム）**、テレビ、ラジオ、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト鹿児島県防災Web）、**ワンセグ放送**、有線放送、電話の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

町長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

## 第4 避難の誘導等

### 1 地域における避難誘導

## (1) 避難誘導の実施

町は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

### ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

### イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

### ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

### エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

### オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所の開設に当たって、町長は、避難場所の管理者等の協力を得て、津波、地震活動の状況等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

## (2) その他避難誘導にあたっての留意事項

### ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

#### イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

### 2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

### 3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、地震災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

### 4 学校・教育施設等における避難誘導

#### (1) 在校時の町立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示（緊急）等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童・生徒に周知徹底させる。

## 第8節 救助・救急

震災時には、建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救助者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 第1 救助・救急活動

#### 1 町、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
町（消防機関を含む）	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。</p>
関係機関名	活動内容	
警察機関	<p>(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。</p> <p>(2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。</p> <p>(3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。</p> <p>(4) 救出活動は、当該町を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>	

関係機関名	活動内容
海上保安機関	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の捜索，救助を行う。 (2) 救出活動は，沿岸町を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊	(1) 必要に応じ，又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は，当該町を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

## 2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

## 3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については，孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保，救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について，事前に関係機関と十分に検討しておく。

## 第2 救助、救急用装備・資器材の調達

### 1 救助、救急用装備・資器材の調達

- (1) 初期における救助，救急用装備・資器材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助，救急用装備・資器材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について，あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で，所轄消防組合，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

### 2 救急車・救助工作車の配備状況

消防分署 救急車 2 台（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（平成 22 年版消防年報 III. 消防力の整備指針と現有）

## 第9節 交通確保・規制

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

### 第1 交通施設対策

#### 1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》	
ア	法面の土砂や樹木の崩落状況
イ	側溝等の流水状況
ウ	橋梁の滞留物の状況
エ	道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
オ	応急復旧に必要な資機材の判断

#### 2 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》	
ア	障害物の除去
イ	被災箇所の応急復旧
ウ	迂回路の確保

#### 3 緊急輸送対策の実施

##### (1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

##### (2) 緊急通行車両の確認

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書及び標章の交付を受ける。

##### (3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

## 第10節 緊急輸送

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送の実施

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品



## 第2 緊急輸送手段等の確保

### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応急対策実施機関所有の車両等</li> <li>イ 公共的団体の車両等</li> <li>ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両</li> <li>エ その他の自家用車両等</li> </ul> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。</p>	<p>協力先 県トラック協会 (電話099-261-1167)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県有船舶の活用を要請する。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用 災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 また、荷役業者の必要なとき同支局は荷役業者あっせんも併せて行う。</p> <p>(3) 海上保安部所属の船舶の活用 町及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し奄美海上保安部に巡視船艇による輸送を要請するものとする。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県に 関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局監理課 (電話099-222-5660)</p> <p>喜界町漁業協同組合 (電話0997-65-0249)</p> <p>奄美海上保安部 (電話0997-52-5812)</p> <p>第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p>
航空機	<p>町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。</p>	<p>第十管区海上保安本部 (電話099-250-9801)</p> <p>第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p>

## 2 輸送条件

町長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- |                                 |
|---------------------------------|
| (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む） |
| (2) 輸送を必要とする区間                  |
| (3) 輸送の予定日時                     |
| (4) その他必要な事項                    |

## 3 被災者の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日に沿って、被災者の運送要請に対応するものとする。

## 4 災害応急対策必要物資の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき物資又は資機材並びに運送すべき場所及び期日に沿って、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請に対応するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

## 5 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

### 第3 輸送施設・集積拠点等の確保

#### 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	(1) 1次緊急輸送道路 地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、村役場、総合支所、県出先機関、空港、港湾と接続する道路。 (2) 2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、消防組合、警察署、総合病院等と接続する道路。
港湾・漁港	湾港・早町港
空港	喜界空港
臨時ヘリポート等	喜界町防災食育センター オープンスペース・喜界町総合グラウンド

### 第4 緊急輸送道路啓開等

#### 1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

##### (1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

##### (2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

### 第11節 緊急医療

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、医療救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

## 第1 緊急医療の実施

### 1 DMAT

#### (1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

#### (2) DMATの出動

##### ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

##### イ 出動要請の特例

DMATの派遣基準要請に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

##### (ア) 消防機関の長又は町長による出動要請の特例

消防機関の長又は町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

##### (イ) DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

#### (3) DMATの構成と所在地

##### ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

##### イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	1

## 2 医療救護班の出動要請

#### (1) 町による出動要請

町長は、必要に応じて大島郡医師会及び町内医療機関へ協力要請を行う。

医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、保健福祉課において調達及び調整するものとする。

#### (2) 県による出動要請

県は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの医療救護班の出動を要請する。

### (3) 医療救護班の設置

医療救護については、保健福祉課が町内医療機関等と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

### (4) 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局 ・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大島支庁	名瀬 保健所	喜界徳洲会病院	喜界町湾 315	0997-65-1100	1
		大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1

## 3 医療救護班の編成

### (1) 医療救護班の設置

医療救護については、大島郡医師会が町内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

## 4 初動体制の確立

### (1) 初動体制の確立

医療救護班は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

救護班は、必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

- ア 地元開業医、医療機関への要請
- イ 医療施設への受入れ体制の確保
- ウ 搬送体制の確保
- エ 広域支援要請

### (2) 応援要請

町長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ県の医務班の出動を要請する。

## 5 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

## 第2 後方搬送の実施

### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、おおむね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できな

い場合又は近くでない場合は、医師会等の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施設名	所在地	電話
喜界徳洲会病院	喜界町湾315	65-1100

## 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

## 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

## 4 透析患者等への対応

### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

### (2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

## 5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

## 第12節 要配慮者への緊急支援

震災時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

### 第1 要配慮者に対する対策

#### 1 要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、適確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

### 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

### 第3 社会福祉施設等に係る対策

#### 1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

#### 3 県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

#### 4 町の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

## 第4 高齢者及び障害者に係る対策

### 1 町が実施する対策

避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 高齢者及び障害者を対象とした「**喜界町地域見守りネットワーク支援制度**」を基に作成された対象者リストを活用し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- (2) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (3) 掲示板、広報誌、インターネット（**携帯電話を含む。**）のホームページ・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所、社会福祉施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) **高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。**

## 第5 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

### 2 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、**インターネット等**の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第6 観光客等及び外国人に係る対策

### 1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。



また、町（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

## 2 外国人の安全確保

### （1）外国人への情報提供

町及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

### （2）相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

## 第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

### 第1節 避難所の運営

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

#### 第1 避難所の開設等

##### 1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

##### 2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

#### 第2 避難所の運営管理

##### 1 避難所の運営管理

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り集落単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と

連携して班を編成の上、受け入れる。

その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、また必要に応じて防災関係機関やNPO法人ボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護士、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。
- (9) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (10) 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

### 第3 広域一時滞在・移送

#### 1 広域一時滞在・移送

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し

当該他の都道府県との協議を求める。

- (2) 広域一時滞在を要請した町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の本町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第2節 食料の供給

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第2節（一般-3-3-4）参照**

## 第3節 給水

震災時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第3節（一般-3-3-7）参照**

## 第4節 生活必需品の給与

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第4節（一般-3-3-9）参照**

## 第5節 保健・医療対策

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第5節（一般-3-3-12）参照**

## 第6節 感染症予防対策

震災時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第6節（一般-3-3-13）参照**

## 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第7節（一般-3-3-17）参照**

## 第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第8節（一般-3-3-21）参照**

## 第9節 住宅の供給確保

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数

発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第9節（一般-3-3-25）参照**

## **第10節 文教対策**

震災時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第10節（一般-3-3-29）参照**

## **第11節 義援金・義援物資等の取扱い**

震災時には、町内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、**できる限り迅速な配分に努め**、また、**義援物資については**、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第11節（一般-3-3-32）参照**

## **第12節 農林水産業災害の応急対策**

震災時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、資料の調達及び配分等の対策を実施する。

**一般災害対策編 第3部 第3章 第12節（一般-3-3-33）参照**

## 第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

### 第1節 電力施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### 1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

#### 2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに町等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに町等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

#### 3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、町防災行政無線を活用するとともに広報車等により直接当該地域へ周知する。

#### 4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

## 5 復旧資材の確保

予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は現地調整，対策組織相互の流用，他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また，資機材の輸送は，原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

## 6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ，災害時においても原則として供給を継続するが，警察・消防機関等から要請があった場合等には，対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

## 7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく，管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には，対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

## 8 応急工事

災害に伴う応急工事については，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，二次災害の防止に配慮しつつ，迅速，適切に実施する。また，作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

## 9 施設の復旧順位

### (1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては，社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況，各設備の被害復旧の難易を勘案して，供給上，復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また，重要拠点施設である，病院，電気通信施設，水道施設，防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため，必要に応じ，道路管理者と復旧箇所の優先度，復旧方法等について協議する。

### (2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが，被害が広範囲に及んだ場合は，災害の復旧，民生の安定に影響の大きい，病院，交通，通信，報道機関，水道，ガス，官公庁等の公共機関，避難所，その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

## 第2節 ガス施設の応急対策

震災時には，都市ガスでは，地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保



護する。

## 第1 液化石油ガス施設災害応急対策

### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生  
の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。  
さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 休日又は夜間における連絡は消防署とその管内の販売店が協議して定める。

### 2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

支部長は消防署、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課

(特定消費設備に係る事故の場合に限る。)及び危機管理防災局消防保安課に提出する。

(2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

## 7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

## 8 安全管理

(1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。

(2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

## 9 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、喜界町と鹿児島県LPガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとるものとする。

(1) 避難所が開設された場合、奄美支部内のLPガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、り災者の利用に供する。

①LPガス容器(調整器付き)

②コンロ(2.3連)

③その他

(2) 設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。

(3) 避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記(1)の器材を撤去するものとする。

## 10 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内LPガス事業者が設置するものとする。

(1) 仮設住宅に設置するLPガス設備は以下のとおりとする。

①集合住宅供給設備一式

②各戸ごと給湯器(屋外設置)、テーブルコンロ(屋内設置)

③上記設備設置に係るゴムホース等一式

④その他

(2) 設置に要する器具費用は自治体負担とする。

(3) 入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。

(4) 仮設住宅が撤去された場合、LPガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

### 第3節 上水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

##### 1 応急対策要員の確保

まちづくり課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

##### 2 応急対策用資機材の確保

まちづくり課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

##### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

### 第4節 下水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

##### 1 応急対策要員の確保

まちづくり課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体

制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

## 2 応急対策用資機材の確保

まちづくり課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

## 3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

## 4 復旧対策

### (1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、仮設貯留槽等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

### (2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流水能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

### (3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、技線管渠、ます、取付管の復旧を行う。

## 第5節 電気通信施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### 1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通

信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (2) 必要に応じて、県及び町、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

## 2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

## 3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

## 4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

## 5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業所と連携し、早期復旧に努める。

## 6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について **自社ホームページ等を通じて行うほか広報車により地域の利用者に広報する。**

**また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。**

## 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### 1 道路・橋梁等の応急対策

##### (1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、**可能な限り復旧予定時期の明示を行う。**また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

##### (2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

#### 2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

##### (1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震・津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (2) 河川管理施設

地震・津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (3) 港湾・漁港施設

地震・津波等により水域施設，外郭施設，けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき，又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

# 第4部 震災復旧・復興

## 第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

#### 第1 災害復旧事業等の推進

##### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、喜界町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

##### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の町単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

##### 3 事業計画の種別

被災した各施設は、喜界町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を



防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上下水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設，病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備，応援，派遣等，活動体制について必要な措置をとる。

#### **4 復旧・復興事業からの暴力団排除**

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関，被災地方公共団体，業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## **第2節 激甚災害の指定**

### **第1 激甚災害に関する調査**

#### **1 町の協力**

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### **2 県**

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

### **第2 特別財政援助額の交付手続等**

#### **町の手続き**

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

## 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した町民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

### 第1節 被災者の生活確保

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって県とともにきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

**一般災害対策編 第5部 第2章 第1節（一般-5-2-1）参照**

### 第2節 被災者への融資措置

**一般災害対策編 第5部 第2章 第2節（一般-5-2-9）参照**

## 第5部 重点的な取組み

地震による被害を最小限に抑えるため、これからの南海トラフ地震等対策は、テーマを設定することで段階的に取組みを進めるものとする。

まず、第1期（5カ年程度）として予防、緊急応急に力点を置き、地震直後の強い揺れ、大津波から命を守る取組みを進めるため、次の3点を重点施策として推進する。

- 1 強い揺れから身を守る対策
- 2 大津波から避難する対策
- 3 震災に強い人・地域づくり対策

### 第1節 強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具の転倒から身を守るための取組みを進める。

#### 1 建物の倒壊

町は、個人住宅の耐震診断の推進等により、耐震改修、建替の促進を図る。公共建築物の耐震化についても計画的に進める。

#### 2 家具等の倒壊

町は、個人住宅における家具の転倒防止対策の普及啓発を進める。

#### 3 揺れを感じたときの行動

町は、揺れを感じた際に身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めるほか、家庭での防災用品や非常食糧を備蓄しておくことを推進する。また、地域の自主防災活動において必要な資機材の整備を支援する。

#### 4 火災による被害

町は、火災による被害を抑えるため、町内の密集市街地の改善を進める。

### 第2節 大津波から避難する対策

南海トラフ地震等発生後、早いところで十数分で津波による浸水が30cmに達するため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強する。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区など地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があるため、町のほか地域ごとに津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し地域を挙げて津波避難対策を推進する。

## 1 津波の危険性を知る

町は、河川の遡上や時間を負った浸水状況の予測など、浸水予測の充実を図るほか、地域での学習会・研修会を支援する。また、過去の浸水の痕跡を明示し、観光地において注意喚起を促す掲示板を設置するなど、津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進する。また、住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図る。

## 2 津波の発生を知る

町は、津波発生を迅速に住民のほか、海岸、漁港など津波危険地域の施設利用者、観光客や海水浴客に伝達するための情報伝達手段の整備を図る。

## 3 津波から避難する

津波から住民を守るため、町は県と連携し、次の対策を推進する。

- (1) 町は、緊急的な避難のため、地域住民が設定する避難路や避難場所等を整備し、時間的に避難の難しい地域の避難対策について検討する。特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難広場・タワー等の整備・指定を推進する。
- (2) 地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や用水路の安全性を高める。
- (3) 避難については夜間の停電時も想定し、蓄電式の避難誘導等や自立性の避難誘導標識や避難場所等標識の整備を推進する。
- (4) 避難体制づくりにおいては、要配慮者が安全に避難できるよう考慮する。また、学校、PTA、自主防災組織など、地域ぐるみの避難訓練を実施する。
- (5) 県管理の施設を指定避難所等として開設する場合、また他人の介護を必要とする者を収容する県管理施設で収容者の救護のため必要な措置を行う場合は、県の協力を得て適切に対応するものとする。
- (6) 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

## 4 避難の安全性を高める

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、水門等の安全管理に努め、工事中の場合は緊急時に対応できる措置を講ずる。  
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用電源装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
  - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
  - イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ウ 津波を防ぐための水門等の平常時における管理方法
- (3) 町は、津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど、二次災害の防止を図る。
- (4) 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。

### **第3節 震災に強い人・地域づくり対策**

これから社会の中心となる若い世代を中心に、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。こうした学校現場での取組みを家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、町全体の防災力の向上を図る。また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。

#### **1 学校・地域での防災教育**

町は、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進し、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進する。また、県立学校も含め教職員の防災研修の推進をする。

#### **2 一般住民への防災教育**

町は、南海トラフ地震等に備える住民の自助を支援するため、広報し、ホームページ等による情報提供を行い、住民自身の地震防災対策を促進する。

#### **3 防災リーダーの養成**

町は、防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。また、自主防災組織の育成や資機材整備を支援する。

#### **4 防災の視点に立った公共施設の整備**

町は、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図るとともに、地震防災事業五箇年計画及び南海トラフ地震対策特別措置法、並びに喜界町津波避難計画に基づき、各種の施設整備を進める。

**5** 町は県を通じ、国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援や、国の観測・予知体制の強化を要請する。また、町は県の協力を得て、計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などを行う。

# 第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第2章、第3章「防災関係機関の業務の大綱」及び「住民及び事業所の基本的責務」に定めるところによる。

### 第3節 南海トラフ地震の想定

#### 第1 想定地震及び津波の概要

南海トラフ地震については、発生 of 切迫性が指摘されており、県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、最大震度7に達し、立っていることや動くことが困難になるほどの揺れと最大津波高5.4mの津波の発生を想定している。

#### 第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

事 項	内 容
建物被害（棟）	全壊・消失 1 4 0 0
	半壊 2 1 0 0
人的被害（人）	死者数 1 0 0（津波等）
	負傷者 4 1 0

上水道被害（人）	断水人口（被災直後）	5 5 0 0
電力被害（軒）	停電軒数（被災直後）	4 2 0
通信被害（回線）	固定電話不通回線数（被災直後）	5 7 0
道路施設被害（箇所）	2 0	
避難者数 [うち避難所]（人）	被災 1 日後	2 5 7 0 [ 1 6 0 0 ]
	被災 1 週間後	3 1 0 0 [ 1 6 0 0 ]
	被災 1 か月後	3 0 2 0 [ 9 2 0 ]
物資（食糧）需要量 （食）	被災 1 日後	5 6 0 0
	被災 1 週間後	5 9 0 0
	被災 1 か月後	3 3 0 0
災害廃棄物発生量 （トン）	1 0	
孤立する可能性のある 集落数（集落）	なし	
被害額（億円）	1 1 0 0	

（注） 1. 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

2. 南海トラフ地震、奄美群島太平洋沖地震（北部）と比較し、最大被災ケースを採用  
資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（H26.2）

### 第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び町は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

## 第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

### 第1節 活動体制の確立

町は、南海トラフ地震が発生した場合、第3部第1章第1節「応急活動体制」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、広域で甚大な被害が発生することが想定されることから、速やかに県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制を確立し、支援活動を実施する。

### 第2節 情報伝達体制の確立

南海トラフ地震発生時は、第3部第1章第2節「情報伝達体制」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。



# 第3章 関係者との連携協力の確保

## 第1節 資機材、人員等の配備手配

### 第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・計画を作成しておく。
- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

### 第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

### 第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第2節 他機関に対する応援要請

第1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第3部第1章第4節の「広域応援体制」に定めるところによる。

第2 町は、必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、第3部第1章第5節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

## 第3節 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第4章 地震発生時の応急対策等

町及び防災機関は、地震発生時の迅速・的確な災害応急対策を実施し、災害防止と拡大防止に努めるものとする。

### 1 情報計画

内容は、第3部第1章第2節「情報伝達体制」を準用する。

### 2 災害復旧事業等の実施要領

内容は、第3部第2章第2節、第3節「災害情報・被害情報の収集・伝達」及び「広報」を準用する。

### 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

### 4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を取る。

### 5 救助・救急、医療等活動計画

内容は、第3部第2章第8節、第11節「救助、救急」及び「緊急医療」を準用する。

### 6 応援要請計画

内容は、第3部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

### 7 緊急輸送計画

内容は、第3部第2章第10節「緊急輸送」を準用する。

### 8 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

内容は、第3部第3章第2節～第4節「食料の供給」、「給水」、「生活必需品の給与」を準用する。

### 9 保健衛生計画

内容は、第3部第3章第5節～第7節「保健対策」、「感染症対策、食品衛生、生活衛生対策」、「し尿・ごみ・死亡畜産・障害物の除去対策」を準用する。

# 第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

## 第1節 津波からの防護のための施設の整備等

### 1 施設の管理者

町又は海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるとともに、津波に関する情報収集を行うものとする。

### 2 施設の整備計画

町又は海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

#### (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

町又は海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、防潮堤、堤防、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

#### (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化の推進

町又は海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の軽鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

#### (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制、手順及び平常時の管理方法

町又は海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の施設管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

#### (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリポート臨時発着場等の整備方針及び計画

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

#### (5) 防災行政無線等の整備等の方針

町は、津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線の整備（デジタル化）を行うとともに、災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

### 3 地域づくり対策

町は、県、国との連携により、交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により津波に強い地域づくりの推進に努める。

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

津波の危険が生じたときの住民への伝達方法は、第3部第2章第3節「広報」を準用する。

○広報文例：津波警報が発表されたとき。

「鹿児島県下に津波警報が発令されました。直ちに高台や安全な場所へ避難してください。」

津波警報のサイレンパターン

種類	伝達内容	手段及び経路
緊急地震速報 (J-ALERT)	<p>『ブイー』 3秒 休み 2秒 『ブイー』 3秒 休み 2秒 『ブイー』 3秒 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」</p>	音声告知放送 (防災スピーカー)
町及び喜界消防分署からの通報	<p>『ウー』 20秒 休み 5秒 『ウー』 20秒 休み 5秒 『ウー』 20秒 「鹿児島地方気象台から津波警報が発令されました。直ちに近くの安全な高台に避難してください。」</p>	消防サイレン 防災無線放送

## 第3節 避難勧告等の発令基準と伝達

地域住民に対する避難勧告または支持の発令基準は、「喜界町津波避難計画」によるものとする。

## 第4節 避難対策等

### 1 避難勧告等の対象地域

地震発生時において津波による避難勧告等の対象となる地域は、次のとおりである。

地区名	区 域
旧 湾 小 校区	湾・赤連・中里・池治 地区
旧 荒木小 校区	全 域
旧 上嘉鉄小校区	全 域
旧 坂嶺小 校区	全 域 (大朝戸・西目地区を除く)
旧 早町小 校区	全 域 (伊実久地区を除く)
旧 志戸桶小校区	全 域
旧 小野津小校区	全 域
旧 阿伝小 校区	全 域

### 2 住民への周知

町は、上記1に掲げる地域ごとに、次の事項について関係地域住民にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲

- (3) 避難場所
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難勧告または避難指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、自家用車使用の自粛等）

### 3 避難所等の設置

内容は、第2部第2章第5節「避難体制の整備」を準用する。

### 4 地域の避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

### 5 要配慮者対策

内容は、第3部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

### 6 津波からの避難に関する意識の普及啓発

町は、居住者及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成及び周知に努める。

## 第5節 消防機関等の活動

消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

## 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

内容は、第3部第4章「社会基盤の応急対策」を準用する。

## 第7節 交通対策

内容は、第3部第2章第9節「交通確保・規制」を準用する。

## 第8節 町自らが管理等を行う施設に関する対策

### 第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町は、自ら管理又は運営する学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

#### 1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

#### 2 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
  - ア 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

### 第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎（災害応急対策の実施上重要な建物）の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電措置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - (2) 無線通信機等通信手段の確保
  - (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 町の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入又は配備にあたり、本町の実では活動が困難な場合は、県へ協力を要請するものとする。
  - 3 町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設を活用する場合は、県へ協力を要請するものとする。

### 第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

## 第9節 迅速な救助

内容は、第3部第2章第4節、第8節「消防活動」及び「救助・救急」を準用するほか、特に次に掲げる事項に留意する。

### 第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組について、必要に応じて、県より適切な助言等を得るものとする。

### 第2 救急救助体制の整備

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立
- エ 救急用装備・資機材等の充実

### 第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は県の協力のもと、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 第4 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

### 第5 消防団の育成強化

#### (1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

#### (2) 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

##### ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

##### イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

## 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、町全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、第2部第1章第4節の「建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・回収の促進等）」に定めるところによる。

### 第2 避難経路の整備

道路は町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難路の役割を發揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

### 第3 土砂災害防止施設

#### 1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を促進するものとする。

#### 2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を促進するものとする。

#### 3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を促進する。

### 第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を促進するものとする。



## **第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設**

### **1 消防用施設等の整備**

国庫補助金等を活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設を整備の促進を図るものとする。

### **2 緊急消防救助隊による救助活動進出拠点の確保**

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

## **第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備**

### **1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備**

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を促進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、県が平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を促進するものとする。

### **2 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備**

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

## **第7 通信施設の整備**

通信施設の整備については、第2部第2章第2節の「通信・広報体制の整備」に定めるところによる。

## 第7章 防災訓練計画

第1 町、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、内容は、第2部第3章第2節「防災訓練の実施」を準用する。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 町、防災関係機関及び地域住民等は、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、町、防災関係機関は、県と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓
- 3 警備及び交通規制訓練

第5 町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と指導を得るものとする。

- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

## 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する教育

町は、県と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、町等が行う地域住民等に対する教育に関して、県から必要な助言を得るものとする。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第4章第4節1で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成期間
嘉鈍地区 (旧早町小校区)	一時避難場所(避難路)の整備事業	一時避難場所 1箇所	令和3年度